

メキシコ
産業財産権法

1991年6月27日法律
2012年4月9日官報により改正
2012年4月10日施行

目次

第I部 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条 [廃止]

第6条

第7条

第7条の2

第7条の2(1)

第7条の2(2)

第8条

第II部 発明，実用新案及び意匠

第I章 総則

第9条

第10条

第10条の2

第11条

第12条

第13条

第14条

第II章 特許

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条 [廃止]

第21条

第22条

第 23 条
第 24 条
第 25 条
第 26 条

第 III 章 実用新案

第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条

第 IV 章 意匠

第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条

第 V 章 特許の手續

第 38 条
第 38 条の 2
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条 [廃止]
第 52 条
第 52 条の 2
第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 55 条の 2

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の移転

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 VII 章 特許及び登録の無効及び消滅

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 81 条

第 III 部 営業秘密

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 86 条の 2

第 86 条の 2(1)

第 IV 部 商標， 広告スローガン及び商号

第 I 章 商標

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 II 章 団体商標

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 II 章の 2 周知・著名商標

第 98 条の 2

第 98 条の 2(1)

第 98 条の 2(2)

第 98 条の 2(3)

第 98 条の 2(4)

第 98 条の 2(5)

第 98 条の 2(6)

第 98 条の 2(7)

第 98 条の 2(8)

第 98 条の 2(9)

第 III 章 広告スローガン

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 IV 章 商号

第 105 条

第 106 条

第 107 条
第 108 条
第 109 条
第 110 条
第 111 条
第 112 条

第 V 章 商標の登録

第 113 条
第 114 条
第 115 条
第 116 条
第 117 条
第 118 条
第 119 条
第 120 条 [廃止]
第 121 条
第 122 条
第 122 条の 2
第 123 条
第 124 条
第 125 条
第 126 条
第 127 条
第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条 [廃止]
第 133 条
第 134 条
第 135 条

第 VI 章 権利のライセンス及び移転

第 136 条
第 137 条
第 138 条
第 139 条
第 140 条
第 141 条
第 142 条

第 142 条の 2
第 142 条の 2(1)
第 142 条の 2(2)
第 142 条の 2(3)
第 143 条
第 144 条
第 145 条
第 146 条
第 147 条
第 148 条
第 149 条 [廃止]
第 150 条

第 VII 章 登録の無効，消滅及び取消

第 151 条
第 152 条
第 153 条
第 154 条
第 155 条

第 V 部 原産地名称

第 I 章 原産地名称の保護

第 156 条
第 157 条
第 158 条
第 159 条
第 160 条
第 161 条
第 162 条
第 163 条
第 164 条
第 165 条
第 166 条
第 167 条
第 168 条

第 II 章 使用の許可

第 169 条
第 170 条
第 171 条

第 172 条
第 173 条
第 174 条
第 175 条
第 176 条
第 177 条
第 178 条

第 V 部の 2 集積回路の回路配置

第 178 条の 2
第 178 条の 2(1)
第 178 条の 2(2)
第 178 条の 2(3)
第 178 条の 2(4)
第 178 条の 2(5)
第 178 条の 2(6)
第 178 条の 2(7)
第 178 条の 2(8)
第 178 条の 2(9)

第 VI 部 行政手続

第 I 章 手続総則

第 179 条
第 180 条
第 181 条
第 182 条
第 183 条
第 184 条
第 185 条
第 186 条

第 II 章 行政的決定の手続

第 187 条
第 188 条
第 189 条
第 190 条
第 191 条
第 192 条
第 192 条の 2
第 192 条の 2(1)

第 193 条
第 194 条
第 195 条
第 196 条
第 197 条
第 198 条
第 199 条
第 199 条の 2
第 199 条の 2(1)
第 199 条の 2(2)
第 199 条の 2(3)
第 199 条の 2(4)
第 199 条の 2(5)
第 199 条の 2(6)
第 199 条の 2(7)
第 199 条の 2(8)

第 III 章 審判請求

第 200 条
第 201 条
第 202 条

第 VII 部 査察，行政上の法規違反及び制裁並びに犯罪

第 I 章 査察

第 203 条
第 204 条
第 205 条
第 206 条
第 207 条
第 208 条
第 209 条
第 210 条
第 211 条
第 212 条
第 212 条の 2
第 212 条の 2(1)
第 212 条の 2(2)

第 II 章 行政上の法規違反及び制裁

第 213 条

第 214 条
第 215 条
第 216 条
第 217 条
第 218 条
第 219 条
第 220 条
第 221 条
第 221 条の 2
第 222 条

第 III 章 犯罪

第 223 条
第 223 条の 2
第 224 条
第 225 条
第 226 条
第 227 条
第 228 条
第 229 条

経過規定(略)

第 I 部 総則

第 1 条

本法の規定は公共政策事項であり、メキシコが当事国となっている諸国際条約の規定に反しない限り、共和国を通して遵守されなければならない。本法の行政的施行は、メキシコ産業財産権庁を介して連邦行政府の責務である。

第 2 条

本法は、次の事項を目的とする。

- (I) メキシコの工業上及び商業上の活動に、方法及び物における改良のための永続的なシステムを与える基礎を確立する
- (II) 産業上利用することができる発明活動、技術的改良及び生産部門における科学技術知識の普及を促進し、助長する
- (III) 工業及び商業における物とサービスの質の改良を、消費者利益に沿った形で助長し、刺激する
- (IV) 新規にして有用な物の意匠及び表現における創造性を奨励する
- (V) 特許の付与と規制、実用新案、工業意匠、商標及び広告スローガンの登録、商号の公示、原産地名称保護の宣言並びに営業秘密の規制を通して産業財産権を保護する
- (VI) 産業財産権を侵害し又は産業財産権に関する不当競争を形成する行為を防止し、またそのような行為に対する制裁及び刑罰を規定する、及び
- (VII) フランチャイズの経営における当事者間の法的安定性を確立し、同じフランチャイザーのすべてのフランチャイズ加盟店において差別のない取り扱いを保証する

第 3 条

本法の適用上、

- (I) 「本法」とは本産業財産権法をいい、
- (II) 「国際条約」とは、条約締結に関する法律に基づきメキシコが締結する諸条約をいい、
- (III) [廃止]
- (IV) 「産業財産権庁」とは、メキシコ産業財産権庁をいい、
- (V) 「公報」とは、連邦公報をいい、
- (VI) 「官報」とは、第 8 条にいう官報をいう。

第 4 条

その内容が公序良俗、道徳又は適正な慣行に反する場合又は当該内容が法の規定に違反する場合は、本法の適用を受ける法的機関又は組織に対し、特許の登録及び許可は与えられず、また官報での公告も認められない。

第 5 条 [廃止]

第 6 条

産業財産権に関する行政機関であるメキシコ産業財産権庁は、法人格と固有の資産を有する

分権組織であり、次の権限を有する。

(I) 経済省下の諸行政機関並びに国内、外国又は国際関係を問わず産業財産権の振興及び保護、技術移転、技術開発の促進並びに研究、技術革新及び製品の差別化を目的とする各種の公的及び民間の組織と連携し、かつ確立された関係の基準と方針に従い適切な官庁の要求する情報と技術協力を提供する

(II) 産業分野の質、競争力及び生産性を高める科学技術の開発と実施への各産業部門の参加を奨励する、国内及び国際的な産業科学技術の進歩と実施及びそれらの目的に対する効果についての研究を行い、かつ、それらの発展を促進するための方策提言を行う

(III) 特許出願並びに実用新案、意匠、商標及び広告スローガンの登録出願を審査し要件を満たす場合にそれらを付与する、商標が広く知られている旨の宣言を出す、原産地名称保護の宣言を出す、それらの使用を許す、商号を公示する、並びにそれらの更新、権利移転又は実施及び使用のライセンス許諾を登録する、さらに本法及び本法に基づく規則によって産業財産権の認定と保護のために与えられるその他の権能

(IV) 産業財産権の無効、消滅及び取消の手続を定立する、本法及び本法に基づく規則に従って決定を行い、かつ、対応する行政的決定を発する、さらに一般的に本法の実行の結果から生じる各要請について決定する

(V) 主張される行政上の法規違反についての調査を行う、査察を計画し実行する、情報の提供を要請する、産業財産権侵害の防止又はそれらの終止のための諸手段を命じ実行する、告発された違反者に弁明する機会を与える、及び産業財産権に関する適切な行政上の制裁を課す

(VI) 本法において要請される専門家を指名する、個人又は連邦検察庁によって要求される技術的判定を行う、並びにそのような技術的判定を行うのに必要な諸手続及び証拠収集を行う

(VII) 本法により指名される場合に受託者として行為する、委託された物をすべて適切な官庁に利用させる

(VIII) 本法、本法に基づく規則及びその他の関連規則に従ってなされた行為について産業財産権庁が下した決定に対して法の規定する行政上の不服申立の訴が提起された場合に、それらを立証し決定を行う

(IX) 紛争当事者の明確な要請がある場合は、商法第 V 編第 IV 部中の規定に従い、本法の保護する産業財産権違反についての損害賠償金支払に関する紛争の裁定者として行為する

(X) 官報での公告並びに特許、登録、商標が無名又は有名である旨の宣言、付与された許可、公告及び本法で定められている産業財産権に関する他のあらゆる情報を提供し、電子媒体を通して記録し運用するための一般規則を定める

本法で定められた行政的決定手続において発表されたすべての判決及び特許又は登録付与の条件又は範囲の訂正を求める訴えの取下げを、発表後直ちに当月の発行で公告する。

(XI) 産業財産権に関して公衆を啓蒙し、助言し、またサービスを提供する

(XII) 次の事項を通して、産業的に利用可能な発明を促進し、それらの工業及び商業における開発と使用をサポートし、さらに技術移転を助長する

(a) メキシコ及び外国で発表された発明についての書類の開示及びそれらについての相談及び使用に関する援助

(b) 発明及び科学技術研究に係わっている個人及び企業の名簿を編纂、更新及び配布する

(c) 発明活動及び製品の意匠と表現の創作性を促進する競技会、コンテスト又は博覧会の開

催と賞や認定証の贈呈

(d) 原型の作成や発明の工業的若しくは商業的開発を行っている又はそれらの活動に融資する事業所や金融機関を援助する

(e) 研究，高等教育又は技術支援に携わる人々，グループ，協会又は研究機関に対して本法の内容及び適用範囲を周知させ，発明及びそれらの工業的及び商業的な利用に関する彼らの活動を促進する，かつ

(f) 工業的及び商業的利用が可能な発明及び創造的活動を促進及び奨励するために，政府や国内外の公共及び民間の組織との協力，協調及び調和的活動を規定する協定の締結

(XIII) 経済活動分野におけるメキシコの科学技術を創造，開発及び実行することを目的とし産業財産権保護に関する奨励及び支援計画，同様にしてそれらの科学技術の生産性と競争力を向上させるための計画に参加する

(XIV) メキシコ及び外国で公表される発明に関する書類を編纂しまた更新する

(XV) 産業及び科学技術のすべての分野における先行技術の調査を行う

(XVI) 産業財産権の登録と法的保護を担当する外国の諸機関と運営上及び法律上の経験を交換し合うことを通して国際的協力を促進する。それらの活動には，スタッフの職業訓練，業務上及び組織上の方法論の移転，出版物の交換及び産業財産権分野における書類やデータベースの内容の最新化を含む。

(XVII) 世界規模で産業財産権の状況についての調査を行い，またそのようなテーマについての複数の国際会議や国際フォーラムに参加する

(XVIII) 連邦政府の各省その他の機関のために産業財産権に関する一つの諮問機関として行為し，また民間機関に助言を行う

(XIX) 専門的，技術的及び補助的の人員に対する教育，訓練及び専門化の計画と課程を策定し実行することによって，産業財産権に関する各種規律に携わる人的資源の育成に参画する

(XX) 組織的運営計画を策定し実行すること

(XXI) 経済省の担当部門との協調的態勢の下に，管轄権の範囲内にある諸交渉にあたる，及び

(XXII) 本法及びその他の適用法規に基づく権限の適切な行使のために必要なサービスと手段を実行する

第7条

産業財産権庁の運営機関は理事会と長官であり，それらは，第6条及び第7条の2(2)の規定を害することなく，政府機関に関する連邦法及びそれらの根拠規定に定める権原を有する。

第7条の2

理事会は，次の10人の理事によって構成される。

(I) 議長たる経済大臣

(II) 経済省が指名する1名の理事

(III) 財務省が指名する2名の理事

(IV) 外務省，農業・牧畜・農村開発・水産・食料省，公共教育省，保健省，国家科学技術審議会及び国家計量センターからの各1名の理事

各理事長の代理が指名され，かかる代理は理事長が不在の場合に理事会に出席し，理事長の

権能及び権利の一切を有するものとする。

第7条の2(1)

長官又はその職を行う者が産業財産権庁の法定代理人であり，経済大臣を通して行為する連邦行政府の提案に基づき理事会によって任命される。

第7条の2(2)

産業財産権庁の長官は，電子媒体を通じた運用手続の総則を含め，公報によって公告される取決め，出願の規則及び明細並びにその手続及び要件に従って，産業財産権庁の運営を容易にし，個人の法的安全性を保証するものとする。

第8条

産業財産権庁は毎月その官報を発行し，その中で，本法にいう公告を行い，かつ，産業財産権に係る情報及びその他特定の事項を公衆に知らせる。産業財産権庁の官報に記載される行為及び法律文書は公布の翌日から第三者に対する拘束力を取得し，その日は官報上で明記される。

第 II 部 発明，実用新案及び意匠

第 I 章 総則

第 9 条

発明又は実用新案を考案し又は意匠を創作した者又はその権原継承人は，本法及び本法に基づく規則に従い，自ら若しくは自ら授権した第三者を介して自己の利益のために当該発明，実用新案又は意匠を使用する排他的権利を有する。

第 10 条

第 9 条にいう権利は，発明については特許並びに実用新案及び意匠については登録の形で与えられる。

第 10 条の 2

特許又は登録を得る権利は，各場合に依り発明者又は創作者に属する。ただし，第 14 条に規定する場合については別とする。発明，実用新案又は意匠が複数名により共同でなされた場合は，特許又は登録を得る権利は，それら複数の者の共有に属する。

複数の者が同一の発明又は実用新案を各独立になした場合は，最初にかかる発明又は実用新案の出願を行うか又は最も早い優先権を主張する者がそれについての特許又は登録を得る優先的権利を有する。ただし，当該出願が放棄されるか又は拒絶された場合は除く。

特許又は登録を得る権利は生存者間の取引又は相続によって移転又は移転することができる。

第 11 条

特許権者又は登録権者には，個人又は企業の何れもなることができる。

第 12 条

本法の適用上，次の各用語は各号に規定される意味を有する。

(I) 「新規」とは，先行技術に含まれていないものをいう。

(II) 「先行技術」とは，口頭又は書面により，メキシコ国内又は外国における使用若しくはその他の情報伝達手段を通して公知のものとなっているすべての技術知識をいう。

(III) 「進歩性」とは，その結果がその技術に熟知する者による先行技術から明白に推論することができない創造過程をいう。

(IV) 「産業上の利用可能性」とは，出願に記載される目的上，ある発明が実用性を備え又は経済活動の何れかの分野で生産され又は使用されるという可能性をいう。

(V) 「クレーム」とは，特許出願又は登録出願において保護範囲が明確かつ特定の主張され，かつ要件を満たす場合には，対応する権利証書において保護が与えられる物又は方法の本質的特徴をいう。また，

(VI) 「出願日」とは，本法及び本法に基づく規則の要件を満たすことを条件に，当該出願が産業財産権庁又は国内の地方経済省事務所に到達した日をいう。

第13条

特許又は登録の出願において発明者であることを主張する1又は複数の個人は発明者であると推定される。発明者は、対応する権利証書に自己の名称を記載する権利又は記載しない権利を有する。

第14条

連邦労働法第163条の規定は雇用関係にある個人によって行われた発明、実用新案及び意匠に適用される。

第II章 特許

第15条

自然界に存在する材料又はエネルギーを人の特定の需要を満たすよう使用することができる形に変える人の創造は、発明とみなされる。

第16条

本法の条項に基づき、進歩性の成果から生じ、産業上の利用可能性を有する新規発明は、特許を受けることができる。ただし、次のものは除く。

- (I) 動植物の発生、複製又は繁殖を目的とする本質的な生物学的方法
- (II) 自然界で発見される生物学的及び遺伝学的材料
- (III) 動物の品種
- (IV) 人体及び人体を構成する生きた材料、及び
- (V) 植物の品種

第17条

特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先日における先行技術が、出願された発明が新規かつ進歩性を有するか否かの決定に利用される。発明が新規であるかの決定に利用される先行技術には、上記基準日より前にメキシコにおいて提出され係属しているすべての特許出願(第52条にいう公開がその日以後になされた場合も含む)を含める。

第18条

特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先日の前12月の間に発明者若しくはその権原継承人が何らかの伝達手段により、又は発明の実施により、又は国内若しくは国際見本市において展示することにより当該発明を公知とした場合でも、そのような発明の開示によって新規性は失われないものとする。これに対応する出願を行う場合は、本法に基づく規則に規定される方法により確認書類を添付しなければならない。

特許出願に記載される発明についての公開及び外国官庁により与えられる特許の対象たる発明についての公開は、本条にいう規定には該当しない。

第19条

次のものは本法の適用上、発明とはみなされない。

- (I) 理論上又は科学上の原理
- (II) 従来人間に知られていなかったものの、自然界に既に存在していたものを公開又は公表する研究成果
- (III) 精神作用を実行し、ゲームを行い、又は事業活動を行うための図式、計画、規則及び方法並びに計算方法
- (IV) ソフトウェア
- (V) 情報提供の方法
- (VI) 美的創造物、芸術作品及び文学作品
- (VII) 人体又は動物に適用可能な外科手術、治療又は診断処置方法、及び
- (VIII) 公知の発明の並置、公知製品の混合又はそれらの使用法、形状、寸法又は材料の変更。ただし、現実にはそれらの結合又は一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合及びそれら構成要素の特徴又は機能が大きく変化しており当該分野の技術に熟知する者にとっても自明でなかった産業上の結果又は利用法を産み出すように変更している場合は除く。

第 20 条 [廃止]

第 21 条

特許によって与えられる権利は、承認されたクレームによって決定される。明細書と図面又は該当する場合は、第 47 条 (I) にいう寄託された生物学的材料が、クレームを解釈するために利用される。

第 22 条

特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。

- (I) 私的又は学術的分野において非営利目的の下に、純粋に実験的、試験的又は教育的な目的での科学又は技術的な研究活動に従事し、そのような目的のために特許された物若しくは方法と同一の物又は方法を製造若しくは使用する第三者
- (II) 特許物又は特許方法を使用して得られた物を、これらが合法的に市場に出された後に販売し、取得し又は使用する者
- (III) 特許出願日又は、該当する場合は、承認される優先日に先立って、特許方法を使用し、特許物を製造し、又はそのような使用若しくは製造の準備をする者
- (IV) 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成しかつ当該輸送機関がメキシコの領域を通過する場合におけるそのような輸送機関での当該特許発明の使用
- (V) 生物に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の変種又は増殖の出発材料として特許物を使用する第三者(そのような使用が既に行われていた場合を除く)
- (VI) 生物で構成される物に関する特許の場合において、特許物が特許権者又は実施権者によって適法に市場に出された後に増殖又は繁殖以外の目的でそれらを使用し、流通させ、又は販売する第三者

本条に規定される行為は、何れも本法の範囲における行政上の違反行為及び犯罪を構成しない。

第 23 条

特許権は出願の日から関連手数料の納付を条件に 20 年間存続するものとし、更新はできない。

第 24 条

特許権が付与された場合は、特許権者は、特許出願についての公開が官報によって有効になされた後、当該特許付与前に特許権者の承諾を得ずに特許対象たる方法又は物を使用した第三者に対し、損害賠償を請求することができる。

第 25 条

特許発明に関する排他的実施権は、特許権者に、次に述べる特権を与える。

(I) 特許主題が物である場合は、他の者が自己の同意を得ないで特許物を製造、使用、販売、販売の申出及び輸入することを防止する権利、及び

(II) 特許主題が方法である場合は、他の者が自己の同意を得ないで当該方法を使って直接に得られた物を使用、販売、販売の申出又は輸入することを防止する権利

第 69 条にいう者による実施は、特許権者によってなされたものとみなされる。

第 26 条

特許の存在は、係属中であるか付与されたかのいずれかの状態にある物又は方法についてのみ当該事実を記載することができる。

第 III 章 実用新案

第 27 条

新規かつ産業上利用可能性を有する実用新案は登録を受けることができる。

第 28 条

配列、形態、構造若しくは形状の変更の結果、構成部品に関する異なる機能又は実用性に関する異なる利点を提供する物体、物品、装置及び道具は実用新案とみなされる。

第 29 条

実用新案登録は出願の日から関連手数料の納付を条件に 10 年間存続するものとし、更新はできない。

実用新案の実施並びに登録によって登録権者に与えられる権利の制限については、第 22 条及び第 25 条の規定を準用する。

第 30 条

第 II 部第 V 章に含まれる規定は、第 45 条及び第 52 条を除いて、実用新案登録の審査に準用する。

第 IV 章 意匠

第 31 条

新規かつ産業上利用可能性を有する意匠は登録を受けることができる。

公知の意匠又は公知の意匠の特徴の組合せとは独立に創作されかつそれらとは重要な点で異なっている意匠は新規とみなされる。

意匠に付与される保護は、技術的考慮又は技術機能作用からのみ要求され、創作者の裁量的寄与を具現していない要素若しくは特性には及ばない。また、意匠たる要素若しくは特性を体現する製品がそれを必須の部品若しくは要素とする別の製品に機械的に統合され又は接続されるために精密な複製を行う必要がある当該の要素若しくは特性についても同様である。ただし、このような保護の制限は、意匠要素が製品の多重的な組立又は接続又は標準寸法システム内の相互連結を果たすことを意図された形態又は形状に存する物には適用されない。意匠は、その外観が前段落にいう要素又は特性のみで構成される場合には保護されない。

第 32 条

意匠は次のものを含む。

(I) 装飾を目的として工業製品に組み込まれた形状、線又は色彩の組合せであって当該製品に特有の外観を与える産業図面、及び

(II) 工業製品製造のためのひな形又は見本として働く立体形状によって構成されており、何らの技術的効果にも係わらない特有の外観を呈する産業ひな型

第 33 条

意匠登録出願には次を添付しなければならない。

(I) 図面又は写真による当該意匠の複製、及び

(II) 意匠が使用される製品の種類の表示

第 34 条

出願に記載される説明においては、意匠の図面又は写真による意匠の複製について、図面又は写真の角度を明示して簡単に説明する必要がある。

第 35 条

出願には、意匠名称が「言及し、図解した通り」の言葉を後に付したクレームの形で記載されなければならない。

第 36 条

意匠登録は出願の日から関連手数料の納付を条件に 15 年間存続するものとし、更新はできない。

意匠の実施並びに登録によって登録権者に与えられる権利の制限については、第 22 条及び第 25 条の規定を準用する。

第 37 条

意匠の登録手続については、第 II 部第 V 章の規定(第 45 条及び第 52 条を除く)を準用する。

第 V 章 特許の手続

第 38 条

特許を取得するには願書を産業財産権庁に提出しなければならない。願書には、発明者及び出願人の名称及び住所、出願人の国籍、発明の名称並びに本法及び本法に基づく規則の要求するその他の情報を記載すると共に、方式審査及び実体審査に係る手数料を含む必要手数料の納付証を添付する必要がある。

係属中の特許出願及び添付物件は、公開まで秘密とされる。

第 38 条の 2

産業財産権庁は、特許出願が第 38 条、第 47 条(I)及び(III)、179 条及び第 180 条の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日と認定する。

特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、かかる要件が充足された日を出願日とみなす。

出願日は、出願の優先権を決定する。

本法に基づく規則において、出願その他の提出物を産業財産権庁に提出する代替的方法を規定することができる。

第 39 条

特許出願は、発明者若しくは発明者の権原継承者が直接に、又は代理人を介して提出することができる。

第 40 条

外国で出願されたものがメキシコにおいて出願がなされる場合は、最初に出願した国における出願日は、メキシコでの出願日が国際条約で定める期間内又は、もしそうでなければ、原出願国における特許出願から 12 月以内に行われることを条件として、優先日として承認することができる。

第 41 条

前条に規定する優先権を付与するためには、次の要件が満たされなければならない。

(I) 特許出願の際に、優先権の主張を行い、原出願国及び原出願国での出願日を明示すること

(II) メキシコでなされる出願において、外国での出願から得られた権利よりも広い権利の付与を請求しないこと

全体として外国での出願から得られた権利よりも広い権利の付与が請求されている時は、優先権は当該外国出願と対応する範囲においてのみ部分的に承認される。追加的に優先権を求める場合には優先権の新規承認とすることができ、承認されない場合には、第38条の2にいう提出日と一致する新規審査に従う。

(III) 国際条約，本法及び本法に基づく規則に定める要件が，願書提出の日から 3 月以内に充足されること

(IV) [廃止]

第 42 条

複数の発明者が相互に独立に同一の発明を行った場合は，特許権は，事情に応じ，最先の出願日又は最先の優先日を具備する出願をした発明者に属する。ただし，その者の出願が拒絶され又は放棄された場合は別とする。

第 43 条

特許出願は，単一の発明又は相互に関連して単一の発明概念を構成する複数の発明に関するものでなければならない。

第 44 条

出願が第 43 条の要件を満たさない場合は，産業財産権庁は，出願人に書面通知を与え，出願人が 2 月以内に当該出願を複数の出願に分割し当初の出願日及び承認優先日を分割された各出願の出願日及び承認優先日として維持することができることを知らせる。上記期間内に出願人がその出願を分割しない場合は，当該出願は，放棄されたものとみなされる。

出願人が上記段落の規定するところに従った場合は，分割された各出願は，第 52 条の規定による公開はされない。

第 45 条

1 の特許出願には次の複数のクレームを含むことができる。

(I) 完成品に関するクレーム及びその物の製造又は使用のために特に工夫された方法に関するクレーム

(II) ある方法に関するクレーム及びその方法の使用のために工夫された装置又は手段に関するクレーム，及び

(III) 完成品に関するクレーム，その物の製造のために特に工夫された方法に関するクレーム及びその方法の使用のために特に工夫された装置又は手段に関するクレーム

第 46 条

実用新案又は意匠を実施するための方法及び機械若しくは装置は，当該実用新案又は意匠についての出願とは別に特許出願の対象とすることができる。

第 47 条

特許出願には次のものを添付しなければならない。

(I) 発明の明細書。これは十分に明確であり，かつ完全に理解できるに足りるものであって，該当する場合には当該分野における技術及び通常の知識を有する者が実施できる程度の説明足りうるものでなければならない。さらに，発明の明細書からは明確とならない場合には，出願人が知る当該発明を実施する最良の方法及び発明の産業上の利用を解説した情報も含めなければならない。

明細書の説明のみでは詳細が十分に明らかではない生物学的材料の場合は、本法に基づく規則に従い、産業財産権庁が承認した機関への寄託に関する記録をもって出願を補完しなければならない。

(II) 明細書の理解のために必要な図面

(III) 1 又は複数のクレーム。このクレームは簡潔で明快なものでなければならず、かつ明細書の記載内容を超えてはならない。及び、

(IV) 明細書の要約

これは公開の目的のためにのみ用いられるもので、技術情報の 1 の要素として役立たせられる。

第 48 条

特許出願を分割しなければならない場合は、出願人は、各出願につき必要な明細書、クレーム及び図面を提出しなければならない。ただし、当初の出願時に提出された優先権主張に関する書類及びその翻訳文並びに該当する場合は、譲渡証書及び委任状については改めて提出する必要はない。提出する図面及び明細書は、如何なる点でも、原出願において言及する発明を変更するものであってはならない。

第 49 条

出願の内容が出願した保護方式と一致していないと思われる時は、出願人は特許出願を実用新案又は意匠の登録の出願に変更することができ、またその逆も可能である。

上記の出願変更は、出願が放棄されていないことを条件に、出願日から 3 月以内又は産業財産権庁が出願人に特許出願変更を要求する日から 3 月以内になされなければならない。出願人が産業財産権庁の認める期間内に特許出願変更を行わない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 50 条

特許出願がなされると、産業財産権庁は、書類の方式審査を行うと共に同庁において必要と認める詳細又は明確化のための追加資料を求めまた脱漏の補完を求めることができる。出願人が、このような産業財産権庁の要求を 2 月以内に満たさない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 51 条 [廃止]

第 52 条

係属中の特許出願は、出願日又は該当する場合は承認された優先日から 18 月が経過した後、できる限り早く公開される。出願人の請求がある場合は、出願は、この期間が経過する前でも、公開される。

第52条の2

産業財産権庁は官報への公告日から算定して6月の間、本法の第16条及び第19条の規定に従って、いかなる者からも出願に関する情報を受けることができる。

産業財産権庁は、適切と考える場合、その範囲の決定を義務づけられることなく、要求がなされた背景を考慮するため当該情報及び技術支援書類を考慮することができる。産業財産権庁は、適切と考える場合、提出されている出願人の情報及び書類を再検討し、出願人の権利に関する根拠を書面で述べるための猶予を与える。情報の公表は係属を中断するものではなく利益性をその者に与えるものでもないが、又は間接的に、及び該当する場合は、本法の第78条で予測する行為を実行するものとする。

第 53 条

特許出願が公開されかつ関連手数料が納付されると、産業財産権庁は、第 16 条に定める要件が満たされているか否か、又は当該発明が第 16 条及び第 19 条に規定する事由の何れかに該当するか否かを決定するために発明の実体審査を行う。

手続審査を行うために適切と判断する場合は、産業財産権庁は、国立専門機関に技術上の援助を要請することができる。

第 54 条

産業財産権庁は、外国特許庁による実体審査又はこれと同等のものによる認定、場合によってはそのような外国特許庁の与えた特許証の写しを受入れ又は請求することができる。

第 55 条

次の場合は、産業財産権庁は、出願人に対して、外国特許庁によってなされた調査若しくは審査に関するものを含め必要と考えられる追加的又は補充的な情報又は書類を 2 月以内に提出することによって、クレーム、明細書若しくは図面を補正し又は適切な明確化を行うよう出願人に書面で要求することができる。

(I) 実体審査のために必要であると産業財産権庁において判断する場合、及び

(II) 実体審査中若しくは実体審査の結果として、出願において特定された発明が特許要件を充足していないこと又は第 16 条及び第 19 条に規定する事由の何れかに該当することが明らかになった場合

本条にいう期間内に申願人が産業財産権庁による要求に応じない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 55 条の 2

第 50 条及び第 55 条にいう要求に応じて又は出願人の自発的補正によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の材料又はクレームを追加的に含ませることはできない。

自発的な補正は、第 56 条及び第 57 条にいう特許付与の適切性又は拒絶の決定が発せられるまでの間に限り行うことができる。

第 56 条

産業財産権庁が特許付与を拒絶する場合は、同庁は、その決定の法的根拠及び理由を書面で出願人に通知する。

第 57 条

特許付与がなされるとの判定に至った場合は、産業財産権庁は、2 月以内に公告のために必要な要件を満たしかつ特許証発行のために必要な手数料の納付証を同庁に提出するよう書面で出願人に通知する。出願人が決められた期間内に上記の要求を満たさない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。

第 58 条

第 44 条、第 50 条、第 55 条及び第 57 条にいう要件の充足に関し、関係人はその請求の有無に拘らず 2 月の追加期間を与えられる。ただし、要件充足から 1 月以内に所定手数料を納付しなければならない。

前段落にいう追加期間は、上掲の各条に定める 2 月の期間の満了日の翌日から起算される。出願人が当初の 2 月及び本条に定める 2 月の追加期間中に各条に規定する要求を充足しない場合又は関係手数料の納付証を提出しない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 59 条

産業財産権庁は、特許権者に対して、証明及び公的承認として各特許につき特許証を発行する。特許証は明細書、クレーム及び、もしあれば、図面を各 1 部含み、かつ次の情報が記載される。

- (I) 特許番号と分類
- (II) 特許証が発行された者の名称及び住所
- (III) 発明者の名称
- (IV) 出願日、承認された優先日及び特許証発行日、
- (V) 発明の名称、及び
- (VI) 法令に制定されている条件に基づいて存在する権利を維持するための手数料の納付に従うことを定める、発効日及び満了日。

第 60 条

特許が付与された場合は、産業財産権庁は、官報において当該特許を公告する。これには第 47 条(IV)及び第 59 条にいう情報を含める。

第 61 条

付与された特許の本文又は図面の訂正は、次の場合に限り許される。

- (I) 明白な誤り又は方式の誤りの訂正、及び
 - (II) クレームの範囲の限定
- 当該訂正が認められた場合は、官報で公示される。

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の移転

第 62 条

特許又は登録により与えられる権利及び係属中に出願から生じる権利は、一般の法令に定め

る条件と方法の下に権利の全部又は一部を担保に供しまた移転することができる。権利又は担保権の移転を第三者に対抗するには、それを産業財産権庁に登録しなければならない。2以上の係属中出願又は2以上の特許若しくは登録の所有権の移転人と被移転人が各移転を通して同一である場合は、そのような複数移転の登録は、1の申請によって求めることができる。ただし、申請人は移転の記載を求める出願、特許又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願、特許又は登録の数に応じた所定の手数料が納付されなければならない。

第63条

特許又は登録の所有者は、契約に基づき、それらをライセンスすることができる。ライセンスを第三者に対抗するには、それらを産業財産権庁に登録しなければならない。

2以上の係属中出願又は2以上の特許若しくは登録についての権利のライセンス許諾の登録をしようとする実施許諾者及び実施権者が各事件において同一である場合は、単一の申請で提出することができる。ただし、申請人は、登録の記載がなされる出願、特許又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願、特許又は登録の数に応じた適正な手数料が納付されなければならない。

第64条

特許、登録、ライセンス又は担保権の移転を産業財産権庁に登録するには、本法に基づく規則に定める方法による申請を行うことで足る。

第65条

次の場合は、ライセンス登録の取消原因となる。

- (I) 特許権者又は登録権者と実施権者が共同で要請する場合
- (II) 特許又は登録が無効であると宣言されたか又はそれらの存続期間が満了した場合
- (III) [廃止]
- (IV) その旨の裁判所の命令が出された場合

第66条

ライセンスは、対象である特許若しくは登録の存続期間が満了している場合又はそれら権利の存続期間が特許若しくは登録の存続期間よりも長い場合は登録されない。

第67条

別段の定がある場合を除いて、ライセンスの許諾は特許権者又は登録権者が他の者にライセンスを許諾すること又は同時に自ら特許を実施することを妨げるものではない。

第68条

ライセンスを付与され産業財産権庁に登録された者は、別段の規定がある場合を除いて、自己が特許権者であると同様に当該特許権を防衛するために訴訟を提起することができる。

第 69 条

ライセンスを付与され産業財産権庁への登録を得た者による特許の実施は、強制実施の場合を除いて、特許権者による実施とみなされる。

第 70 条

発明が適正な理由なく実施されていない場合は、特許付与の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどちらか遅い方が経過した後、何人も当該発明の強制ライセンスを求める申請を産業財産権庁に対して行うことができる。

特許権者又は契約による実施権者が特許物又は特許方法によって得られた物を輸入している場合は、強制ライセンスは付与されない。

第 71 条

強制ライセンスの申請を行う者は何人も、特許発明を有効に実施するに足る技術的及び経済的能力を有していなければならない。

第 72 条

最初の強制ライセンス付与に先だち、産業財産権庁は、特許権者に対して、当該特許権者への直接的通知の日から 1 年以内に当該特許を実施する機会を与えるものとする。産業財産権庁は、当事者の聴聞を行った後、強制ライセンス付与についての決定を行う。当該ライセンスを付与する場合は、同庁は、その存続期間、条件及び範囲並びに特許権者に支払うべきロイヤルティの額を決定する。

強制ライセンスが既に与えられている特許について別の強制ライセンスの申請がなされた場合は、既存の強制実施権者に対する通知及び聴聞が行われる。

第 73 条

最初の強制ライセンス付与の日から 2 年間に経過した時点で、当該強制ライセンスの付与によっても特許権者による特許不実施が解消されておらずかつ当該特許権者が産業財産権庁において正当とみなせる不実施の理由を証明しない場合は、同庁は、当該特許消滅を行政目的のために宣言することができる。

強制実施権者のロイヤルティ支払義務は、特許が無効とされ若しくは存続期間が満了するか、又は本法に定めるその他の事由がある場合終了する。

第 74 条

状況が要請する場合又は、特に、特許権者が強制ライセンスの条件よりも有利な条件で契約によるライセンスを与えた場合は、産業財産権庁は、特許権者又は強制実施権者の要請によりライセンス条件の改訂を命じることができる。産業財産権庁が強制ライセンス条件の改訂を行うには事前に当事者の聴聞を行わなければならない。

第 75 条

強制実施権者は、自己へのライセンス付与の日から 2 年以内に特許の実施を開始しなければならない。この要件に従わない場合は、産業財産権庁は、同庁において不実施に正当な理由

があると判断する場合を除いて、特許権者の請求又は職権により当該ライセンスを取り消すことができる。

第76条

強制ライセンスは非排他的とする。強制実施権者は、産業財産権庁の承認があり、かつ当該特許の実施に用いられる関係生産設備と共に移転する場合に限って、ライセンスを移転することができる。

第77条

総合保険委員会による優先的配慮が要求される甚大な災害を含め、国家の危機又は安全上の考慮を理由としかつそのような理由が存在する限りにおいて、産業財産権庁は、公共の利益に関係する一定の特許ライセンスが与えられなければ主要な商品及びサービスの生産やそれらの公衆への供給及び分配が妨げられ、害され又は価格上昇をもたらすと判断する場合は、そのような特許を実施することができる旨の宣言を公報において発するものとする。国家の安全を脅かす事態又は危機的状況を引き起こす甚大な被害が出た場合、総合保険委員会は、優先的配慮の必要を正しいと判断する中で、委員会が主体的に、又は総合保険委員会が認定した災害における専門の国家機関による書面での要求に応じて、優先的配慮の宣言を発行するものとする。ひとたび委員会の宣言が公報において発せられると、製薬会社は産業財産権庁に対し、公益事業のライセンスの付与を要求でき、産業財産権庁は、総合保険委員会の意見に従った場合に正しいとされる限り短い期間において、産業財産権庁に請求提出日から90日以内に、当事者の聴聞の後当該ライセンスを付与しなければならない。保健省は生産及び品質の条件、当該ライセンスの期間及び範囲並びに申請人の技術的能力の格付け、を決定しなければならない。両当事者の聴聞後、産業財産権庁は特許権者に対する正当なロイヤリティの総額を確定定なければならない。この付与は第25条(I)又は(II)にいう特権の一つ又はすべてを網羅することができる。本条第2及び第3段落にいう公共企業のライセンス付与を除いて、第72条にある二つの条項に含まれる条件に従って他のライセンスが付与されなければならない。本条にいうライセンスはどれも非排他的であり移転性を有しないものである。

第VII章 特許及び登録の無効及び消滅

第78条

特許及び登録は、次の場合は無効とする。

(I) 特許又は登録が特許付与若しくは実用新案又は意匠登録の要件規定に違反して与えられた場合

本項の規定の適用上、特許付与又は登録に関する要件を定めている規定は、第16条、第19条、第27条、第31条及び第47条である。

(II) 特許又は登録が、その時点で効力を有している他の法律規定に反して与えられた場合
本号に基づいて特許又は登録の無効を主張する訴は、当該特許又は登録の出願人の人格代表者についての瑕疵に基づくものであってはならない。

(III) 審査の過程において当該出願が放棄された場合、及び

(IV) 特許又は登録が重大な錯誤又は過失により無効とされた場合又はそれを受ける資格のない者に与えられた場合

(I)及び(II)に規定される無効を求める訴はいつでも提起することができる。他方、(III)及び(IV)に定める事由に基づく無効の訴は、官報における特許又は登録の公告が発効した日から5年以内に提起されなければならない。

無効が複数クレーム中の1若しくは数個又は1のクレームの一部にのみ関わる場合は、無効の宣言は、関係するクレーム又はクレームの一部についてのみ発することができる。無効の宣言は、該当するクレームの指定又は限定の形で行うことができる。

第79条

無効の決定は、本法の定めるところに従い、産業財産権庁が職権で若しくは個人又は連邦政府が利害関係を有する特定の場合は、連邦検察官の請求により行政的目的の命令として発せられる。無効の決定は、出願日に遡って関係の特許又は登録の効力を失わせる。

第80条

次の場合は、特許又は登録は満了となり、それらが保護する権利は公共財産となる。

(I) 存続期間の満了

(II) 特許又は登録の権利を維持するために納付すべき手数料が所定期限内に支払われず、かつ当該期限満了後認められる6月の猶予期間内にも納付されない場合

(III) 第73条に規定する場合

時の経過のみによる消滅の場合には、産業財産権庁による行政的決定は要求されない。

第81条

手数料が適時に納付されなかったために特許又は登録が満了となった場合は、前条(II)にいう猶予期間に続く6月内に回復申請を行い、かつ、未納付手数料を追加料金と共に納付することによって、当該特許又は登録の回復を得ることができる。

第 III 部 営業秘密

第 82 条

個人又は企業が保有し、秘密性を有し、かつ、経済活動を行う上での第三者に対する競争上又は経済上の利益を確保若しくは維持することに関連する産業上若しくは商業上の利用可能性を有する情報で、それに関して当該個人又は企業が利用を制限し秘密性を維持する十分な手段又はシステムを採用しているものは営業秘密とみなす。

営業秘密を構成する情報は、物の性質、特性又は目的、生産の方法若しくは過程又は物を配給若しくは販売し又はサービスを提供する方法若しくは手段に関するものでなければならない。

公共財産である情報、従来知られている情報に基づき当該分野の熟練技術者にとってすぐに理解できる情報及び法律の規定又は裁判所の命令によって開示を必要とする情報は営業秘密とはみなされない。営業秘密として所有する者によって官庁に提出される情報は、それが免許、許可、認可、登録、その他公的書類取得のために提出される場合は、公共財産であるとみなされずまた法律の規定によって開示されるものともみなされない。

第 83 条

前条にいう情報は、書類、電子若しくは磁気媒体、光ディスク、マイクロフィルム、フィルム又はその他類似の情報媒体で構成されるものでなければならない。

第 84 条

営業秘密を保有する者は、第三者に対して当該秘密情報を移転し又は使用を許諾することができる。使用を許諾された者は、如何なる手段かを問わず当該秘密情報を他の者に開示してはならない。

ノウハウ、技術援助及び基本的又は詳細エンジニアリングを提供する契約は提供されるサービスの一部を構成するべき営業秘密を保護する守秘条項を含むものとし、かつ当該条項は秘密として扱われるべき要素を特定しなければならない。

第 85 条

職種、雇用内容、業務若しくは地位、職業慣行又は企業関係行為に基づき、秘密情報であることを告知された営業秘密に接する者は、正当な事由があり、かつ当該秘密の所有者又はその使用権者の同意がある場合を除いて、その秘密を開示してはならない。

第 86 条

いかなる個人又は企業も、営業秘密を取得する目的の下に、他の者のために現在働いているか過去に働いたことのある労働者を、又はその者のために現在サービスを提供しているか過去に提供したことのある専門家、アドバイザー若しくはコンサルタントを雇用するものは、当該の者に生じた損害について賠償義務を負う。

営業秘密を構成する情報を違法な手段により取得した個人又は企業も、同様に損害賠償義務を負う。

第 86 条の 2

新しい化学物質を使用する医薬品又は農産物の効果と安全性を決定するために特別法によって要求される情報は、メキシコが当事国となっている国際条約に基づいて保護される。

第 86 条の 2(1)

何らかの司法又は行政上の手続に関係する当事者中のある者が営業秘密を開示することを要求される場合は、審理を行う当該司法又は行政当局は、紛争に関係のない第三者にその秘密が漏洩することのないよう必要な手段を取るものとする。

利害関係のない者は、如何なる場合も、前段落にいう営業秘密を開示又は利用してはならない。

第 IV 部 商標、広告スローガン及び商号

第 I 章 商標

第 87 条

生産業者、取引業者及びサービス提供業者は、その遂行する事業、取引又はサービス提供においていくつかの商標を使用することができる。ただし、その商標を排他的に使用するには産業財産権庁への登録を必要とする。

第 88 条

商標とは、提供する商品若しくはサービスを市場における同種又は同範疇の他の商品若しくはサービスと区別する視覚的な標識を言う。

第 89 条

次の標識は商標として認められる。

- (I) 十分に顕著性を有し、それが付されている又は付される予定である商品若しくはサービスを同種若しくは同範疇の他の商品若しくはサービスから区別することを可能とする視覚的な名称及び図形
- (II) 立体の形状
- (III) 商号及び会社名称又は企業名称。ただし、第 90 条に該当するものは除く。及び、
- (IV) 個人の固有名称。ただし、登録商標又は公示されている商号と同じものは除く。

第 90 条

次のものは商標として登録することができない。

- (I) 視覚的であっても動きで表現される、立体の動的若しくは変容的な名称、図形又は形状
- (II) 商標の保護が求められる商品又はサービスの技術的若しくは普通に用いられる名称及び日常の用語や営業慣行により当該商品若しくはサービスの普通名称又は一般的呼称となっている言葉
- (III) 公共財産である又は一般公衆の利用することができるものとなっている立体の形状、他との区別を容易とする独自性を欠く立体の形状及び商品の普通若しくは日常的な形状又は性質若しくは工業的機能によって定まる形状
- (IV) 特質を全体として判断する時、商標保護を与えようとしている商品又はサービスを説明する全体のもので認められる立体の名称、図形若しくは形状。これらは、取引において、商品の種類、品質、数量、構成、用途、価格、原産地名称又は生産時期を特定する機能を果たす説明的若しくは指示的な用語を含む。
- (V) 互いに孤立した文字、数字又は色彩。ただし、それらがそれらに特別顕著性を与える働きをする符号、図形若しくは名称等の要素と結合しているか又はそれらを伴っている場合は別とする。
- (VI) 他の言語への翻訳文であって、登録することができない言葉についての恣意的に変更した綴り又は人工的な構成

(VII) 国家，州，市その他の行政主体の紋章，旗章若しくは記章を無許諾で複製又は模倣した標識及び国際機関，政府機関若しくは NGO その他公認された組織の名称，略称，標章又は紋章並びにそれらに関する呼称

(VIII) 所轄官庁の許可なくメキシコ国で採用する監督用若しくは証明用の公の記号若しくは印章を複製又は模倣した標識又は硬貨，銀行券，記念硬貨その他メキシコ国若しくは外国の法貨を複製若しくは模倣した標識

(IX) 公認の見本市，物産展，集会，文化行事又はスポーツ大会において授与される勲章，メダルその他の賞の名称又は図式表示を複製又は模倣する標識

(X) 固有又は普通の地理学上の名称及び地図，さらには国を示す名詞又は形容詞で，商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの

(XI) ある商品の製造で知られている都市又は場所の名称で，それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし，特異性がありかつ混同の虞がない私有地の名称で，その所有者の同意が得られているものは除く。

(XII) 人の名称，筆名，署名及び肖像で，その人又はその人が故人である場合は，その生存配偶者，直系血族及び養子孫及び傍系親族(共に 4 親等後までの順で)の同意を得ていないもの

(XIII) 知的若しくは芸術的作品の表題，出版物及び定期刊行物の表題，想像上若しくは象徴的キャラクター又は実在人肖像の名称，芸名及び演芸グループの名称で，対応する権利の所有者からそれらの登録についての明示の承認を得ていないもの

(XIV) 公衆を欺き又は誤認させる虞のある立体の名称，図形又は形状であって，保護しようとする商品若しくはサービスの性質，構成成分又は品質についての虚偽表示を構成すると理解されるもの

(XV) 商品若しくはサービスに使用されるものとしてメキシコで周知であると産業財産権庁が判断する又は宣言する商標と同一若しくは類似した立体の名称，図形又は形状。

本号による禁止は，登録が求められている当該商標の使用が以下のような場合に適用されるものとする。

- (a) 周知商標の所有者との混同又は提携関係の誤認を生じさせる虞がある場合，
- (b) 周知商標の所有者に無許諾の盗用である虞がある場合，
- (c) 周知標章の信頼性を害する虞がある場合，
- (d) 周知商標の顕著な特徴を希釈化する虞がある場合。

本号による禁止は，登録出願人が周知商標の所有者である場合は適用されないものとする。

(XV の 2) 商品若しくはサービスに使用されるものとして，第 II 章の条項に基づき有名と産業財産権庁が判断又は宣言する商標と同一若しくは混同させる程に類似した立体の名称，図形又は形状。

本号による禁止は，登録出願人が有名商標の所有者である場合は適用されないものとする。

(XVI) 先に出願がなされ登録を待っているか又は既に登録されて効力を有する別の商標と同一若しくは混同させる程に類似しており，かつ同一若しくは類似する商品又はサービスに使用される商標。ただし，既に登録されているものと同じの商標であっても，類似の商品又はサービスへの使用のために同一所有者によって出願される場合は除く。及び，

(XVII) 当該商標によって保護しようとする商品若しくはサービスの製造若しくは販売又は

提供を主たる業務とする会社又は工業，商業若しくはサービスの事業所によって使用される商号で，当該商標の登録出願日又は最初の使用の宣誓日より前に使用されているものと同若しくは混同させる程に類似している商標。ただし，この規定は，当該商号の所有者による商標登録出願の場合には，他の同一の商号が公示されていない限り適用されない。

第 91 条

次の場合には，登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標は，事業所又は企業の商号若しくは会社名称又は企業名称として又はその一部として使用することはできない。

(I) 当該事業所若しくは企業が，当該商標が使用される対象と同一若しくは類似した商品若しくはサービスの生産，輸入又は販売に従事し，かつ

(II) 当該商標の商標権者又はその他の権限者による書面上の同意を得ていない場合。

上記に違反した場合は，登録商標又は登録商標と混同させる程に類似した商標を商号又は団体名称又は企業名称から除去し，かつ，損害賠償を請求される可能性があるほか，本法に定める独自の制裁の対象となる。

本条の規定は，登録商標の出願日又はその最初の使用の宣誓日より前に上記の商標を組み入れている商号及び会社名称若しくは企業名称については適用しない。

第 92 条

商標の登録は，次の者には対抗力を有していない。

(I) メキシコの領土内において同一又は類似の商品又はサービスのために同一又は混同させる程に類似する商標を使用する善意の第三者で，その使用を当該商標の出願日又は最初の使用の宣誓日より前に平穩に開始している者。そのような第三者は，当該商標登録の公示日から 3 年以内に自己の使用している標章の商標登録出願を行うことができる。ただし，それに先立ち，当該商標の無効宣告を申請しその宣告を得ておく必要がある。

(II) 登録商標が使用される商品を，それが当該商標の商標権者又はその使用権者によって合法的に市場に導入された後に，販売，配給，取得若しくは使用する者

上記の行為は，本法に基づく規則の適用を条件として，メキシコ国内での使用，配給又は販売のために行われる登録商標使用対象たる合法的な商品の輸入も含むものとする。

(III) 個人又は企業を問わず，自己の名称又は会社名称若しくは企業名称をその生産若しくは販売する商品，提供するサービス又は運営する企業の名称として，又は自己の商号の一部として使用する者。ただし，そのような名称が継続的に使用され，かつ商標としての登録又は商号としての公示がなされている同音語と明確に区別することができる特性を有することを条件とする。

本条に規定する行為は何れも，本法の意味での行政上の法規違反及び犯罪を構成しない。

第 93 条

商標は，本法に基づく規則に規定される分類に従い，特定の商品又はサービスに関して登録される。

ある商品又はサービスがどの類に属するかは，最終的には産業財産権庁によって決定される。

第 94 条

ある商標が一旦登録されると、その保護対象としての商品又はサービスの数は、同一類に属するものについても増やすことはできない。ただし、対象の商品又はサービスの数を縮減することは、要請のあるごとに可能である。

登録商標をもって異なる商品又はサービスを保護するには、新規に登録を得なければならない。

第 95 条

商標登録の存続期間は出願日から 10 年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

第 II 章 団体商標

第 96 条

合法的に結成された生産者、製造者、取引業者又はサービス業者の組織又は団体は、その構成員の商品又はサービスを市場において第三者の商品又はサービスと識別するために団体商標の登録を出願することができる。

第 97 条

団体商標についての使用規約が、団体商標登録の出願に際して提出されなければならない。

第 98 条

団体商標は第三者に移転することはできず、その使用は当該団体の一員にのみ留保される。特別の規定がある場合を除いて、団体商標に関する法規制は商標に関する本法の規定によって行われる。

第 II 章の 2 周知・著名商標

第 98 条の 2

産業財産権庁による評価又は宣言の適用上、特定の公共部門又は国の経済界が、メキシコ若しくは国外において自己の商品又はサービスに関連して商標を使用した者によってメキシコ又は国外で行われた営業活動の結果として、又はそれらを宣伝したり販売促進した結果として、その商標を承知している場合、商標はメキシコにおいて周知のものと考えられなければならない。産業財産権庁による評価又は宣言の適用上、消費者の大多数が商標を承知している場合、商標はメキシコにおいて著名であると考えられなければならない。商標が周知あるいは著名であることの証明のために、本法によって容認されるあらゆる立証方法を用いることができる。

第 98 条の 2(1)

宣言又は更新の発表は、提供された証拠を基に、当該行為が発せられた時点においてある商標が周知又は著名であるという状態が存続すると、産業財産権庁が宣言することによって行政上の行為となる。周知又は著名な商標の保護に関して第 90 条(XV)及び(XV の 2)で規定され

ている禁止事項は、このような商標が登録又は宣言されているかに拘わらず独立して準用するものとする。しかしながら、商標の所有者が宣言を得ることができるように、商標の評判や名声が生じる製品又はサービスを保護するために、商標はメキシコにおいて登録されなければならない。

第 98 条の 2(2)

商標が周知であるという宣言を得るために、申請人はとりわけ次の情報を提供する。

- (I) 市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にして製品又はサービスに付いた商標を見分ける実際の消費者若しくは潜在的な消費者から成る公衆領域
- (II) 市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にして製品又はサービスに付いた商標を見分ける実際の消費者若しくは潜在的な消費者を除くその他の公衆領域
- (III) 市場調査又は法律で認められるその他の方法を基にして商標で保護される製品又はサービスに付いた商標で区別される、製品又はサービスの種類に関連した職人、実業家又はサービス会社から成る商業集団
- (IV) メキシコ国内及び該当する場合は国外で最初に商標を使用した日
- (V) メキシコ国内及び該当する場合は国外で商標を使用し続けた期間
- (VI) メキシコ国内及び該当する場合は国外の流通経路
- (VII) メキシコ国内及び該当する場合は国外で商標を普及させた方法
- (VIII) メキシコ国内及び該当する場合は国外で実際に商標の宣伝を行った期間
- (IX) メキシコ国内及び該当する場合は国外で、商標の宣伝及び促進において直前の 3 年間に行った投資
- (X) 商標の影響が及ぶ実際の地理上の地域
- (XI) 直前の 3 年間に、当該商標によって保護されたサービスの供給から得た収益又は製品の売上高
- (XII) 株主が持つ商標を所有する会社の株式における標章によって、又は会社の評価に従って表される経済価値
- (XIII) メキシコ国内及び該当する場合は国外での商標の登録
- (XIV) 当該商標の使用が許諾されているフランチャイズ及びライセンス、及び
- (XV) 関連する市場部門における商標の占有率

第 98 条の 2(3)

反対の証拠がある場合を除き、産業財産権庁は、宣言又は更新を生じさせる状態が、それが発せられてから 5 年間存続することを前提としなければならない。その結果として、その期間、第 90 条 (XV) 又は (XV) の 2) で定める禁止事項が、適用できる場合は迅速に適用されるものとする。当該宣言は、関係する出願日において当該宣言を生じさせる状態が存続することを証明する者、法的利益のある者の要請によっていつでも更新することができる。

第 98 条の 2(4)

商標が周知であるという宣言に対する出願は、出願及び提出を定めた本法及び本法に基づく規定に従う形式により書面で当該要請が基としている証拠となる要素を添付して提出されなければならない。かつ少なくとも次のものを含むものとする。

(I) 出願人の名称，国籍，住所，電話番号，ファックス番号，電子メールアドレス及び該当する場合は自己の代理人

(II) 当該商標及びその登録番号，及び

(III) 出願に添付する証拠となる書類及び要素

第 98 条の 2(5)

産業財産権庁が出願及び支払われた関連する手数料を受取ると，提出された当該の要素及びデータ並びに書類が審査される。産業財産権庁の見解として，前段落でいう要素及びデータ並びに書類が法的要件を満たしていない，又は出願の要素に理解及び分析が不十分な部分があるとした場合，当該出願は明確化又は追加する必要を要求されるものとし，4 月の期間が与えられるものとする。出願人が与えられた期間内にかかる要求を行わない場合，申請は退けられる。

第 98 条の 2(6)

出願の手続が行われ法律上及び規則上の要件を満たす場合，関連する宣言が発せられるものとする。産業財産権庁が宣言の発行を拒絶する場合，証拠となる要素すべての評価と決定の理由及び法的根拠を記載し，書面でその旨が申請人に通知されるものとする。

第 98 条の 2(7)

商標が周知であるという宣言の決定は官報で公表されなければならない。

第 98 条の 2(8)

次の場合，宣言は無効とする。

本章の規定に違反して得たものである。

宣言を裏付ける証拠が虚偽である。

証拠に対する正しくない評価を基に得たものである。

そのことに権利のない者が得たものである。

法的な利害関係人が無効申請を求め，その申請の根拠となる理由を証明した場合には，産業財産権庁は無効に関する行政的決定を発するものとする。

決定が発せられたことを基としている商標の登録が満了した，消滅した，又は取り消された場合，当該宣言はその証拠となる価値を失うものとする。

第 98 条の 2(9)

移転の目的のために，宣言はそこに生じる商標登録に関連するとみなされるものとする。

第 III 章 広告スローガン

第 99 条

広告スローガンを使用する排他的権利は，産業財産権庁に登録することによって取得される。

第 100 条

商業、工業若しくはサービスの事業所若しくは企業又は商品又はサービスを、他の同種のものと同様に公衆に知らせることを目的とする文章若しくは表現は広告スローガンとみなされる。

第 101 条

広告スローガンの目的が商品又はサービスを宣伝することである場合は、登録出願においてかかる商品又はサービスを特定しなければならない。

第 102 条

広告スローガンの目的が、如何なる種類であれ事業所又は企業の宣伝である場合は、それは、本法に基づく登録について規定される分類中の特別の補助分類に属するものとみなされる。そのような場合は、当該登録は、商品又はサービスについては、たとえそれらが当該事業所又は企業に関係するものであっても、保護の効力を有していない。

第 103 条

広告スローガン登録の存続期間は出願日から 10 年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

第 104 条

特別の規定がある場合を除いて、広告スローガンに関する法規制は商標についての本法の規定によって行われる。

第 IV 章 商号

第 105 条

工業、商業又はサービス業の会社若しくは事業所の商号及びそれらを使用する排他的権利は、登録を必要とせず保護される。その保護は、会社又は事業所が商号を使用する現実の顧客が存在する地理的範囲を対象とし、また、商号が全国的レベルで広く持続的に使用される場合は、保護は、共和国全体に及ぶ。

第 106 条

商号を使用する者は、官報での公示を産業財産権庁に申請することができる。そのような公示がなされると、当該商号の採用と使用が善意になされているとの推定の効果が生じる。

第 107 条

産業財産権庁への商号公示の申請は、一定の企業領域における当該商号の実際の使用を証明する書類を添えて書面で行わなければならない。

第 108 条

申請が受理され法定要件が満たされると、当該企業領域で使用されるものであって現在登録

申請が係属中か又は既に公示済みである同一若しくは混同させる程に類似的な商号が存在していないか、さらに申請人たる会社若しくは事業所の主たる事業に関係した同一若しくは類似の商品又はサービスを保護するもので現在公示申請が係属中か又は既に公示済みである同一若しくは混同させる程に類似的な商標が存在していないかを判定するための実体審査が行われる。先行技術が不存在と判定されると、公示手続が進められる。

第 109 条

申請人たる会社又は事業所を同種事業の他から識別する要素を欠く商号及び第 90 条の規定に違反する商号は公示されない。

第 110 条

商号の公示は申請日から 10 年間効力を存続し、同一の存続期間で何回も更新することができる。更新されない場合は、公示の効力は消滅する。

第 111 条

別段の規定がなされない限り、会社又は事業所が移転された場合は、その商号を使用する排他的権利も移転する。

第 112 条

特別の規定がある場合を除いて適用される場合、商号に関する法規制は商標についての本法の規定によって行われる。

第 V 章 商標の登録

第 113 条

商標の登録のためには、次の情報を記載した願書を産業財産権庁に提出しなければならない。

- (I) 出願人の名称、国籍及び住所
- (II) 商標を構成する識別性ある標識。これが記述的要素を体現したものか又はそのような要素を含んでいないか、立体のものか、それらの混在的なものを明示する必要がある。
- (III) 当該商標が最初に使用された日(これは後に訂正することはできない)又はそれが未だ使用されたものでないことの記載。何らの表示もされていない場合は、当該商標は、未だ使用されていないものとみなされる。
- (IV) 当該商標が使用される商品又はサービス、及び
- (V) 本法に基づく規則で定められる他の一切の事項

第 114 条

商標登録の願書には、出願の処理、登録及び登録証の発行についての手数料納付の証明書並びに商標の見本(言語的要素を有していない商標、立体の商標又はそれらの混在した商標の場合)を添付しなければならない。

第 115 条

願書と共に提出される商標の見本は公衆を欺き又は公衆に誤認を与える語句を含んでいてはならない。出願が言語的要素を含まない商標又は立体の商標の保護を求めるものである場合は、当該願書に伴う見本には商標を構成する又は構成する可能性のある語句を含んではならない。ただし、その趣旨の明示の留保がなされている場合は別とする。

第 116 条

商標登録の出願が複数の者の名でなされる場合は、当該商標の使用とライセンス許諾及び当該商標権の移転についての出願人全員の合意書が願書と共に提出されなければならない。

第 117 条

商標登録の出願が、国際条約に規定された期間内に又は、そのような期間の規定がない場合には、他の国での出願日から 6 月以内にメキシコでなされた場合は、最初の出願国での出願日が優先日と認められる。

第 118 条

前条にいう優先日が認められるためには、次の要件が満たされる必要がある。

(I) 登録出願時に、優先権を主張しかつ原出願国を明示し原出願国での出願日についての証拠を提出すること

(II) メキシコでの出願において、外国での出願に係わる商品又はサービスを越えるものについての優先権主張は認められない。そのような主張がなされた場合は、優先権は、原出願国での出願において記載された商品及びサービスについてのみ優先権が認められる。

(III) 国際条約、本法及び本法に基づく規則に定める要件が、出願日から 3 月以内に満たされること、

(IV) [廃止]

第 119 条

願書が受理されると、本法及び本法に基づく規則に定める要件が満たされているか否かについて、願書及び付属の書類についての方式審査が行われる。

第 120 条 [廃止]

第 121 条

出願時において第 113 条(I)、(II)及び(IV)、第 114 条、第 179 条並びに第 180 条の要件が満たされている場合は、その日が出願日となる。出願時にそれら規定の要件が充足されていない場合は、所定期間内にそれらが補正された日が出願日とみなされる。

出願日は複数出願間の優先性を決定する。

本法に基づく規則において、出願その他の書類を産業財産権庁に提出する別段の手段を定めることができる。

第 122 条

方式審査が完了し次第、当該商標が本法の条項による登録を受ける適格を有するか否かを判定するための実体審査が行われる。

願書又は付属書類が法律若しくは規則による要件を満たしていない場合又は当該商標登録についての障害がある若しくは予測される場合は、産業財産権庁は、その旨を書面で出願人に通知すると共に、2月の猶予期間を与えてそのような誤り又は遺漏を補正し、また該当の障害や予測に関し出願人の最善の利益に資する表明を行うよう促すものとする。出願人が与えられた期間内に補正その他適切な対応を行わない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 122 条の 2

出願人は、適切な手数料を遵守期間内に納付することを条件として、請求の必要なく、前条にいう要件を満たすべき2月の猶予期間を追加的に与えられる。

追加期間は、第 122 条に規定する2月の期間の満了日の翌日から有効となる。

出願人が、当初の猶予期間及び本条にいう追加猶予期間内に所定要件を充足しない場合又は関係手数料を納付しない場合は、当該登録出願は、放棄されたものとみなされる。

第 123 条

登録への法的障害を補正するための期間内に産業財産権庁の指示に従い、出願人が当該商標を補正又は変更した場合は、その商標について改めて審査が行われる。ただし、出願人が、補正又は変更した商標についての適切な手数料を納付すると共に第 113 条及び第 114 条並びに本法に基づく規則の適用可能な規定の要件を充足することを条件とする。そのような場合は、更新手続が申請された日を出願日とする。

第 124 条

障害が同一の又は混同させる程に類似する商標の 1 又は複数の登録に係わる場合で当該登録の消滅又は取消の手続が請求により又は職権により係属している場合は、産業財産権庁は、当該手続における決定が下されるまで出願の処理を中断するものとする。

第 125 条

出願の審査が進み法律及び規則上の要件の充足が確認されると、登録証が発行される。

産業財産権庁が商標の登録を拒否する場合は、同庁は、その旨を出願人に書面で通知し、その決定の基礎となる理由と法的根拠を述べるものとする。

第 126 条

産業財産権庁は、登録の証拠として各商標について登録証を発行する。登録証には当該商標の見本が付されると共に、次の事項が記載される。

(I) 商標の登録番号

(II) 商標を構成する識別性ある標識。当該標識は記述的か、非記述的か、立体形状のものか、又はそれらの混合したものかが明示される。

(III) 商標が使用される商品又はサービス

- (IV) 商標権者の名称及び住所
- (V) 該当する場合は、事業所の所在地
- (VI) 出願日、承認された優先日、あれば最初の使用日及び登録証発行日、及び
- (VII) 商標の存続期間

第 127 条

商標の登録及びその更新の決定は、官報によって公示される。

第 128 条

商標は、登録された形状で又はそれに特別顕著性を与えている特徴を変えない限度で変更した形状で、国内において使用されるものとする。

第 129 条

産業財産権庁は、特定の商品又はサービスについて商標の登録と使用を義務的なものとし、また次の場合には、職権で又は代理機関の請求により、登録されたものと否とを問わず商標の使用を禁止又は規制することができる。

(I) 当該商標の使用が、特定の商品若しくはサービスの生産、流通若しくは販売に重大な歪みを生じさせる独占的若しくは寡占的な産業慣行又は不正競争に関連する要素となっている場合

(II) 当該商標の使用が、商品及びサービスの効率的な流通、生産又は販売を妨げる場合

(III) 国家の緊急事態において、また、そのような状況の存する限りにおいて、当該商標の使用が、妨害、阻害又は商品又はサービスの公衆への分配、供給又は生産のコスト増大をもたらす場合

なお、関連する宣言は公報で公示される。

第 130 条

登録された商標がその対象である商品又はサービスについて 3 年間係属して使用されない場合は、登録抹消の原因となる。ただし、当該商標の商標権者又はその使用権者がそれについての行政的登録抹消決定の請求がなされた日の前 3 年以内に当該商標を使用している場合又は当該商標の対象である商品又はサービスに適用される輸入制限その他の行政規制を含め商標権者の支配を超える当該商標使用の障害が商標不使用の理由である場合は除く。

第 131 条

「登録商標」の表示、M. R. の文字又は®記号は、登録商標の対象とされている商品又はサービスについてのみ使用することができる。

第 132 条 [廃止]

第 133 条

商標登録の更新申請は、その存続期間満了の 6 月前までに商標権者によってなされなければならない。しかしながら、上記の規定に拘らず、産業財産権庁は登録の存続期間満了後 6 月

以内になされた更新申請を取り扱うものとする。その期間内に更新申請がなされない場合は、当該商標登録は満了となる。

第 134 条

商標登録の更新申請は、関係人が所定手数料の納付証を提出しかつ当該商標の対象である商品又はサービスの少なくとも 1 について同人が当該商標を使用したことを証明する宣誓表明を書面で行う場合にのみ審査される。ただし、そのような使用は第 130 条に定める期間以上の期間、正当な理由なしに停止されてはならない。

第 135 条

複数の商品又はサービスを保護するために 1 の商標が登録されている場合は、商標使用が効力を維持しかつ登録全体の利益を享受するにはそれら商品又はサービスの何れかについて更新すれば足りる。ただし、関係手数料全額についての納付証が提出されなければならない。

第 VI 章 権利のライセンス及び移転

第 136 条

登録商標又は登録出願中の商標の所有者は、契約により、当該商標の対象である商品又はサービスの全部若しくは一部について当該商標のライセンスを 1 又は複数の者に与えることができる。そのようなライセンスを第三者に対抗するためには、当該ライセンスを産業財産権庁に登録しなければならない。

第 137 条

商標ライセンスを産業財産権庁に登録するための申請の方法は、本法に基づく規則に規定される。

2 以上の係属中の出願又は 2 以上の登録商標に関する権利のライセンス許諾の登録を請求しようとする実施許諾者及び実施権者がこれらすべてにおいて同一である場合は、単一の申請で提出することができる。ただし、申請人は、登録の記載がなされる出願又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願又は登録の数に応じた手数料が納付されなければならない。

第 138 条

次の場合は、ライセンス登録の取消原因となる。

- (I) 商標権者と使用権者が共同で申請する場合
- (II) 商標登録の無効、失効若しくは取消の場合又は商標登録の出願が係属中であったが登録が付与されなかった場合、及び
- (III) 裁判所の取消決定があった場合

第 139 条

使用権者が販売する商品又は提供サービスは、商標権者が製造する商品又は提供するサービスと同じ品質を有するものでなければならない。さらに、そのような商品に、又はサービス

を提供し若しくはサービス提供契約を行う事業所に、使用権者の名称及び本法に基づく規則の要求するその他の事項を明示する必要がある。

第140条

産業財産権庁にライセンスを登録された者は、別段の合意がある場合を除いて、あたかも自己が商標権者であると同様、当該商標についての権利を保護するための訴訟を提起することができる。

第141条

産業財産権庁にライセンスを登録された者による当該商標の使用は、商標権者によってなされたものとみなされる。

第142条

ライセンスを与えられた者が商標権者の確立した運用上、商業上若しくは経営上の方法に従って一貫した商品の製造若しくは販売又はサービスの提供を行えるように、かつそのことにより当該商標によって区別される商品若しくはサービスの独自の品質、名声又は印象が維持されるように商標使用のライセンスが書面により付与されると共に技術ノウハウ又は技術援助が提供される場合は、フランチャイズが付与されなければならない。

フランチャイズを付与しようとする者は、フランチャイズ契約の締結の少なくとも30日前に、フランチャイズ希望者に対し、本法に基づく規則の定めるところに従って自社の状況についての関連情報を提供しなければならない。

前文にいう情報が真実でない場合には、フランチャイジーは、契約無効の宣言を要求することに加え、法令を遵守しなかったことから被った損害に対する補償を要求する権利を持つものとする。フランチャイジーは契約締結後1年間当該権利を執行することができる。この期間を過ぎるとフランチャイズを受ける者の権利は契約無効の宣言を要求することのみとなる。この章の規定は、フランチャイズの登録にも適用される。

第142条の2

フランチャイズ契約は書面で作成され、かつ少なくとも次のものを含まなければならない。

- (I) 契約が定める活動をフランチャイジーが実施する地理的範囲
- (II) 契約が定める活動をフランチャイジーが実施する店舗に関して、その場所、最小規模及び基礎設備における投資の特徴
- (III) 在庫品、マーケティング及び広告方針、該当する場合は商品の供給及び納入業者の契約に関する規定
- (IV) 契約で合意した条件に基づく、返済及び融資並びにその他当事者が受ける報酬に関する方針、方法、納期
- (V) フランチャイジーの-margin及び利益又はそのどちらか一方の決定に適用できる基準及び方法
- (VI) フランチャイジーのスタッフが受ける技術訓練及び業務訓練の特徴並びにフランチャイジーが技術的援助を提供する方法又は形式
- (VII) フランチャイザーとフランチャイジーが責任を負う業務の遂行及び品質に対する監督、

情報、評価、分類についての基準、方法及び手続

(VIII) 当事者間で合意したサブ・フランチャイズの条件を確立すること

(IX) フランチャイズ契約終了に関する条項

(X) 相互の合意により、フランチャイズ契約に関する条件を改定できる状況、該当する場合は修正することができる状況

(XI) 契約終了時、フランチャイジーは、その資産の所有権をフランチャイザー又はフランチャイザーが指名する者に移転する義務を負わないものとする。但し、それとは反対の合意がなされている場合を除く、及び

(XII) フランチャイジーは如何なる時も、自己の会社の株をフランチャイザーに移転する義務又はフランチャイザーを自己の会社のパートナーとする義務のいずれも負うことはない。但し、それとは反対の合意がなされている場合を除く。

本条は、該当する場合、本法に基づく規則に従うものとする

第 142 条の 2(1)

契約の条項に従ってフランチャイズの経営とイメージの基準を遵守することを保証するために限り、フランチャイザーはフランチャイジーの組織と運営に干渉することができる。フランチャイザーは、合併、分割、組織変更、提携条項の改正又はフランチャイジー企業の株式移転若しくは株式制限の場合であって、これらによって、関係するフランチャイジーと契約を締結しようとするフランチャイザーの意欲を決定するような関連契約に定められるフランチャイジーの個人的特徴の変化を生じさせる場合には干渉とはみなさないものとする。

第 142 条の 2(2)

フランチャイジーは、契約の期間内及び終了後、当該契約に基づき遂行される経営及び活動に関する情報を含み、秘密性のある情報、知り得た情報又はフランチャイザーの財産である情報の秘密性を保持しなければならない。

第 142 条の 2(3)

フランチャイザー及びフランチャイジーは、一方的に当該契約が終了又は解除になったとは判断してはいけない。但し、契約が期限を決めず締結されている場合又は正当な理由がある場合は除く。フランチャイザー又はフランチャイジーが契約の早期終了を判断するためには、相互の合意又は契約解除によるもので、契約上合意されている理由と手続に従わなければならない。

前文の規定に反してフランチャイザー又はフランチャイジーにより契約が早期終了した場合で適切な場合、契約で合意した協定違約金又は生じた損害の補償の支払義務が生じるものとする。

第 143 条

商標登録の出願によって生じる権利又は登録商標から生じる権利は、一般法規の規定する方法と手続に従い、担保に供し又は移転することができる。そのような担保権設定又は移転を第三者に対抗するためには、本法に基づく規則に従って産業財産権庁に登録しなければならない。

複数の登録商標又は登録出願中の商標についての所有権の移転の場合に、移転人と被移転人がそれら商標の全部について同一である場合は、それらの移転の登録は、1の申請によって行うことができる。ただし、申請人は移転登録がなされるべき登録商標又は出願中商標を個別的に明示しなければならない。上記の場合は、関係の登録商標又は出願中の商標の数に応じた手数料を支払う必要がある。

第144条

企業が合併される場合は、別段の合意がある場合を除いて、すべての登録商標権が移転されるものと理解される。

第145条

商標の移転との関係で、同一所有者の有する複数の登録商標は、それらが同一であり類似の商品若しくはサービスを保護する場合又は混同させる程に類似しておりかつ同一若しくは類似の商品又はサービスに使用される場合は、連合しているものとみなされる。

第146条

複数の連合商標の所有者が、それら商標の1が当該商標の対象である商品又はサービスに関して他の者によって使用されても混乱を生じる虞がないと判断する場合は、当該所有者は、その商標に関して連合の解除を申請することができる。産業財産権庁は、これについて適切な最終決定を行う。

第147条

連合商標の移転は、それら連合商標のすべてが同一人に移転される場合に限って登録されるものとする。

第148条

転々移転されたがそれら移転の登録がなされていない登録商標又は登録出願中の商標についての移転登録が求められた場合は、その移転に先行する未登録移転も同様に産業財産権庁に登録される。

第149条 [廃止]

第150条

商標の登録が効力を有していない場合は、産業財産権庁は、当該商標についてのライセンスの設定又は商標から生じる権利の移転の登録を拒否する。

第VII章 登録の無効、消滅及び取消

第151条

商標登録は、次の場合は、無効とする。

(I) 登録が、本法又は登録時に効力を有していた他の法規定に違反して付与された場合。

本号の規定に拘らず、商標登録無効訴訟は、当該登録の出願人の人格代表者の不存在を理由として提起することはできない。

(II) 登録商標がその登録出願日前にメキシコ又は外国で同一若しくは類似の商品又はサービスに関して使用されていたものと同一若しくは混同させる程に類似する場合、ただし、そのような先使用による優先的権利を主張する者が当該登録の出願日又は、該当する場合は、当該登録を受けた者による最初の使用日より前にその商標を係属的に使用していたことを証明しなければならない。

(III) 願書に記載された虚偽の情報に基づいて登録が付与された場合

(IV) 登録が、錯誤、過誤又は判断違いによって付与され、それが同一若しくは類似の商品又はサービスに使用される同一若しくは混同させる程に類似する商標についての登録であるために既存の別の登録商標が侵害されると考えられる場合、及び

(V) 外国で登録されている商標の商標権者の代理人、代理店、使用権者又は配給者が、商標若しくはそれと混同させる程に類似する商標の登録を当該外国登録商標の商標権者の明示の同意を得ることなく自己の名で、出願し登録を得た場合。このような場合は、当該登録は、不正で得たものとみなされる。

本条に基づく無効の訴は官報による当該登録の公示が効力を生じた日から5年間提起することができる。ただし、(I)及び(V)に基づく訴訟についてはいつでも提起することができ、また(II)に基づく訴訟は上記の日から3年以内に提起しなければならない。

第152条

商標の登録は、次の場合に満了となる。

(I) 本法の規定に従い更新されない場合、及び

(II) 商標がその消滅の行政的決定を求める請求の前連続した3年間に使用されていない場合。ただし、産業財産権庁において当該不使用について正当事由が存在すると判断する場合はこの限りでない。

第153条

ある登録商標が、商業界の実際においてかつ公衆による当該商標の一般的な使用の中で、使用対象である商品又はサービスを識別させる手段としての顕著性を失ってしまうような態様で、その商標権者が当該商標を使用対象である商品又はサービスの1又は複数のものを示す一般的名称に変容させ又は他人をしてそうさせた場合は、当該商標登録の取消理由となる。

第154条

登録商標の所有者は、いつでも、書面により当該登録の取消を求めることができる。産業財産権庁は、本法に基づく規則に定める場合には、そのような申請書に付された署名について公証を要求することができる。

第155条

産業財産権庁は、職権で、当事者の請求で、又は連邦政府の利益に資する場合には連邦検察官の請求により、商標登録の無効、消滅又は取消の決定を行政目的のために行うことができる。第152条(I)にいう消滅については、産業財産権庁による行政決定を必要としない。

第 V 部 原産地名称

第 I 章 原産地名称の保護

第 156 条

原産地名称とは、その国の地理学上の地域の名称であつて、当該地域を出所とする産物を表示するために使用され、かつ当該産物の品質及び特性が専ら自然的及び人間的要因を含む当該地域の地理学上の環境に由来するものを意味すると解される。

第 157 条

本法が原産地名称に対して与える保護は、産業財産権庁が発するその趣旨の宣言により開始する。そのような原産地名称の違法な使用は、例えば、「kind」、「type」、「style」又は「imitation」又はその他の類似語のような消費者の心に混同を生じさせ又は不正競争を暗示するような表示を伴う使用を含め、処罰される。

第 158 条

原産地名称保護の宣言は、職権で、又はそのことに法的利害関係を有することを証明する者の請求によって行われる。本条の適用上、次のものが本条における法的利害関係を有する者とみなされる。

- (I) 当該原産地名称の対象となる 1 若しくは複数の製品の抽出、生産又は製造に直接関わる個人又は企業
- (II) 製造者若しくは生産者の会議所又は協会、及び
- (III) 連邦政府の省庁及び連邦の州政府

第 159 条

原産地名称保護宣言の出願は、書面で行い、出願人が依拠する証拠を提出し、次の事項を明示しなければならない。

- (I) 出願人の名称、住所及び国籍。出願人が企業の場合は、その業種及び業務範囲も記載する必要がある。
- (II) 出願人の法的利害関係
- (III) 原産地名称の表示
- (IV) そのものの特徴、構成要素、抽出方法、生産若しくは製造の方法を含め、原産地名称の対象となる 1 又は複数の完成製品の詳細な説明。当該産品、その抽出方法、生産又は製造方法及び包装又は梱包の形態が対象となる経済省の公式基準は、これらが原産地名称と産品の確立された関係を決定する場合には記載しなければならない。
- (V) 原産地名称の対象となる産品が抽出、生産又は製造される 1 又は複数の場所並びに地理上の特徴及び政治上の区分に適正な考慮を払って記載されるべき原産地領域の境界
- (VI) 名称、産品及び領域の間の関連についての詳細な記述、及び
- (VII) 出願人において必要又は関係があると考えられるその他の情報

第 160 条

産業財産権庁が出願を受理し、関係手数料が納付されると、提出された書類及び情報についての審査が行われる。

提出書類が法的要件を満たしていない又は出願要素の理解と分析にとって不十分であると産業財産権庁が判断する場合は、出願人は、2 月以内に追加資料又は明確化のための資料を提出するよう要求される。

出願人が上記期間内に要求に従わない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。ただし、産業財産権庁は、適切と考える場合は、この章の規定に基づき職権で当該出願の審査を係属することができる。

第 161 条

提出された書類が法定要件を充足している場合は、産業財産権庁は、公報において出願の抄録を公示する。

職権で手続を始める場合は、産業財産権庁は、第 159 条(III)から(VII)までに規定する事項の抄録を公報において公示する。

何れの場合においても、産業財産権庁は、公示の日から 2 月の期間を指定して、正当な法的利害関係を有する第三者に意見又は異議を述べ、かつ、関連があると判断する証拠を提出する機会を与えるものとする。

第 162 条

本章の適用上、私的な陳述及び証言を除いてあらゆる種類の証拠が受け入れられる。専門家証言は、産業財産権庁又は同庁の指定する者の責任とする。産業財産権庁は、保護宣言を行う前いつでも、同庁において適切と判断する調査及び必要と考える資料収集を行うことができる。

第 163 条

第 161 条にいう期間が経過し、調査が行われかつ証拠が提出された場合は、産業財産権庁は、適正な決定を行うものとする。

第 164 条

前条にいう決定が原産地名称に保護を与えるものである場合は、産業財産権庁は、宣言を行い、それを公報で公示する。産業財産権庁による原産地名称の宣言は、第 159 条に規定される事項を最終的に確定する。

第 165 条

原産地名称保護宣言の存続期間は当該宣言がなされる根拠事由の存続期間によって決定され、当該存続期間は産業財産権庁によってなされる別の宣言によってのみ終了する。

第 166 条

原産地名称保護宣言の条件は、この章に規定する手続により、職権又は関係当事者の申立によりいつでも修正することができる。申立においては本法第 159 条(I)から(III)までに要求

される事項を明示し、かつ要求する修正と修正の根拠を詳細に述べなければならない。

第 167 条

原産地名称の所有者はメキシコ国とする。原産地名称は、産業財産権庁の許可がある場合のみ使用することができる。

第 168 条

産業財産権庁は、国際条約に従った外国での承認を確保するために、本法に基づき保護宣言がなされた原産地名称の登録を外務省を通じて審査する。

第 II 章 使用許可

第 169 条

原産地名称使用許可の申請は産業財産権庁に対して行うものとする。使用許可は、次の要件を満たす個人及び企業に与えられる。

- (I) 原産地名称で保護される製品の抽出、生産又は製造に直接従事する者であること
- (II) 宣言で特定された領域内で当該活動に従事していること
- (III) 関係製品に適用される関連法に従い経済省が定める公式基準に従うこと
- (IV) 当該宣言に定めるその他の者

第 170 条

原産地名称使用許可の申請には、本法に基づく規則に規定される諸事項を記載し、かつそのような規則に定める書類を添付しなければならない。

第 171 条

原産地名称使用許可の申請を受け次第、産業財産権庁は第 160 条の規定に従って手続を進め、法的要件が満たされている場合は、使用許可を与えるものとする。

第 172 条

原産地名称使用の権利は、その申請が産業財産権庁に提出された日から 10 年間存続し、その後も同じ存続期間をもって係属的に更新を受けることができる。

第 173 条

原産地名称の使用者は、宣言に従い所定の保護形態の下に当該名称を使用する義務がある。所定の形態で使用しない場合は、使用許可の取消原因となる。

第 174 条

原産地名称の権限のある使用者は、一般の法令の規定に従って、当該名称使用の権利を移転することができる。そのような移転は、それが産業財産権庁に登録された時から効力を生じる。ただし、産業財産権庁の登録を受けるためには、事前に、原産地名称使用の権利の付与に関して本法が定める要件を新使用者が具備していることの証拠が提出されなければならない。

い。

第 175 条

原産地名称の使用につき許諾を受けた者は、今度は、合意により、当該名称の使用を許可することができる。ただし、その相手方は、使用者の商標を付した製品の供給者又は販売者に限られる。そのような合意は産業財産権庁の認可を受ける必要があり、産業財産権庁によって登録された時から効力を生じる。

上記の合意は、その配給者又は販売者が第 169 条(III)及び(IV)並びに本法に基づく規則の要件に従うことを要求する条項を含まなければならない。当該の供給者又は販売者がそのような要求を遵守しない場合は、登録取消の原因となる。

第 176 条

原産地名称の使用者に与えられた許可は、次の場合には効力を停止する。

(I) 次の何れかの場合における無効

(a) 使用許可が本法の規定に違反して与えられた場合

(b) 使用許可が虚偽の情報又は書類に基づいて与えられた場合

(II) 権限ある使用者が保護宣言において指定された方法と異なる態様で原産地名称を使用した場合の取消

(III) 存続期間が満了した場合

第 177 条

無効又は取消の行政決定は、職権で又は関係人若しくは連邦検察官の請求により産業財産権庁が発する。

第 178 条

この章に規定される公示に加え、産業財産権庁によって発せられ又は与えられる宣言及び許可、更に原産地名称に関して与えられる権利を終了させる一切の措置も官報において公示される。

第 V 部の 2 集積回路の回路配置

第 178 条の 2

集積回路の回路配置は、第 V 部の 2 の規定に従って登録され保護される。この目的の下に、産業財産権庁は次の権限を有する。

(I) 本法及び本法に基づく規則に従い、集積回路回路配置の登録について審査を行うこと、及び適正な場合には当該登録を認めること、並びにその所有権移転及びその使用及び実施のライセンスの登録を認めること

(II) 集積回路回路配置の登録に関する法令違反、無効又は消滅の行政的決定の実際的手続を実質的なものとし、当該手続の結果としての命令を発し、また適切な制裁を科すこと

(III) 当事者間の合意が整わない場合は、第 178 条の 2(5)(V)第 2 段落にいうロイヤルティの額を定めること

第 178 条の 2(1)

第 V 部の 2 の適用上、

(I) 「集積回路」とは、その素子(それらの少なくとも 1 は能動素子であること)並びに相互接続部の一部又は全部が半導体チップの本体又は表面のある集積部品を形成し、電子的機能を果たすことを意図された最終的又は中間的形態の製品をいう。

(II) 「回路配置」とは、集積回路の複数素子(それら素子の少なくとも 1 は能動素子であること)及びそれらの相互接続部の一部若しくは全部で表現される立体の配置又は大量生産を意図した集積回路用にデザインされたそのような立体の配置をいう。

(III) 「保護回路配置」とは、この部にいう保護要件が充足されている集積回路の回路配置をいう。

(IV) 「独創的回路配置」とは、その創作者の知的努力の成果であり、かつ、その創作時において集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者達にとって普遍的又は平凡なものでない集積回路の回路配置をいう。

第 178 条の 2(2)

独創的回路配置は、それが集積回路に組み込まれたものか否かを問わず、世界の何れの場所でも商業的に使用されていない場合には登録を受けることができる。独創的回路配置はまた、既にメキシコ又は外国において通常の方法で商業的使用がなされていても、登録出願人が世界の何れかの場所において初めてそのような通常の使用を行った日から 2 年以内に産業財産権庁に対して登録出願を行った場合には登録を受けることができる。

創作時に集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者達に普遍的又は平凡な素子又は相互接続の組合せで構成された回路配置は、そのような組合せが全体としてとらえた場合に第 V 部の 2 第 178 条の 2(1)(IV)に規定する意味で独創的でありかつ本条第 1 段落に規定する条件を満たす場合にのみ、登録を受けることができる。

第 178 条の 2(3)

回路配置の登録は、適用可能な手数料の納付を条件として、登録出願の日から 10 年間有効であり、更新は認められない。

第 178 条の 2(4)

回路配置の登録を受けた場合は、その登録権者は、自己の承諾なく他人が次の行為を行うことを禁止する権利を有する。

- (I) 保護回路配置の全体又はその一部でそれ自身が第 178 条の 2(1) (IV)に規定する意味での独創性を備えている部分を集積回路への組込又はその他の方法で使用する事、及び
- (II) 商業的目的で次のものを輸入、販売又は何らかの形で供給すること
 - (a) 保護回路配置
 - (b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は
 - (c) 保護回路配置を違法に使用している集積回路を組み込んだ製品

第 178 条の 2(5)

回路配置の登録によって与えられる権利は、次の要件の何れかに適合する第三者には効力が及ばない。

(I) 私的目的又は評価、分析、調査若しくは教育の目的で、登録権者の許諾なく保護回路配置を使用する者

(II) (I)にいう保護回路配置の評価又は分析に基づいて独創性要件を満たす回路配置を創作する者

このような 2 次的回路配置の創作者は、元の保護回路配置の登録権者の許諾を得ることなく、自己の創作した回路配置に関して前条に定める行為を行うことができる。

(III) 官報における登録の公示日より前に保護回路配置と同一の回路配置を独自に創作していた者

行政的決定の手續において本項の適用を主張する者は、その事実についての立証責任を負担する。

(IV) 次の何れかについて、登録権者の許諾を得ていないが、登録権者により又はその同意の下に合法的にメキシコ若しくは外国の市場に出された後に前条(II)に定める行為の何れかを行う者

- (a) 保護回路配置
- (b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は
- (c) 保護回路配置を使用している集積回路を組み込んだ製品

(V) 登録権者の許諾を受けず、保護回路配置を違法に使用した集積回路を販売若しくは供給し又はこのような行為を命じる者が当該集積回路を取得した時点においてそれらが保護回路配置を違法に使用したものであることを知らずかつ知る合理的な手段も有していなかった場合におけるそのような販売又は供給の行為者

誠実に行為する第三者は、保護回路配置が違法に使用されていることの十分な通知を受けた時点から、既存の商品在庫の処分又はそのような通知の前に受けた注文を履行することの対価として、当該回路配置についての自由に折衝して決まるライセンスが与えられる場合に負うであろう適切なロイヤルティを支払う義務を負う。

本条に規定される行為を行うことは、本法の意味での行政上の法規違反や犯罪を構成しない。

第 178 条の 2(6)

第 38 条の要求に加えて、回路配置登録の出願には次のものを添付しなければならない。

(I) 世界の何れかの場所で当該回路配置が最初に通常の商業的使用をなされた時と場所又は未だそのような利用は行われていないことを明示する宣誓表明書

(II) 当該回路配置を表示した図又は写真

(III) 当該回路配置を使用した集積回路の電子的機能を簡単に説明する文書

出願人は、上記の図又は写真の内、集積回路の製造方法に関係する部分を省くことができる。ただし、残りの部分で当該回路配置を十分に認識することができる場合に限る。

第 178 条の 2(7)

回路配置の登録については、第 34 条、第 35 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 39 条、第 50 条及び第 55 条の 2 から第 60 条までの条項を準用する。

第 62 条から第 69 条までの規定は保護回路配置の登録によって与えられる権利の移転又は権利のライセンスに準用する。強制ライセンスは付与されない。

第 178 条の 2(8)

保護回路配置の登録は、それが第 V 部の 2 第 178 条の 2(2)の規定又は準用する第 78 条から第 81 条までの規定に反して与えられた場合は無効とする。

第 178 条の 2(9)

第 229 条の適用上、保護回路配置又は保護回路配置を使用している集積回路については、円又はその他によって囲われた M 又 T の文字に所有者の完全名称又は一般に知られている略称を付した表示を必要とする。

回路配置登録の登録権者は、その登録の前に第三者が自己の同意なく当該回路配置を使用した場合において、その使用が登録出願日後になされ、かつ、当該回路配置が前段の要件を満たしている場合は、その第三者に対して損害賠償を請求することができる。

第 VI 部 行政手続

第 I 章 手続総則

第 179 条

本法及び本法から派生する諸規定に基づき提出される出願又は申請は、スペイン語の書面で行われなければならない。

他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない。

第 180 条

出願及び申請には、申立人又はその代理人の署名が付され、かつ、該当する場合には所定手数料の納付証を添付しなければならない。署名がない出願又は申請は不完全なものとされる。手数料の支払いがないときは、産業財産権庁が 5 就業日以内を期限として、その未納を修正するよう申立人に通知する。申立人が通知に従わない場合、産業財産権庁は当該出願又は申請を拒絶する。

第 181 条

出願又は申請が代理人によって提出される場合は、代理人は、次の何れかによって自己の地位を証明しなければならない。

(I) 本人が個人である場合は、2名の証人の前で署名された単純な委任状

(II) 本人が法人で、特許若しくは登録の出願又はライセンス若しくはライセンス移転の登録の場合には、2名の証人の前で署名された単純な委任状

この場合には、委任状にそれを与える者が当該権限を授与されていることを明記し、かつその権限が授与された証書を引用しなければならない。

(III) 前項以外でメキシコの企業が関係する場合は、公文書又は公証人若しくは仲介人の面前での署名の認証付委任状。当該企業の法的存在と委任状を授与する者の法的権限も又証明しなければならない。

(IV) (II)の場合以外で本人が外国企業である場合は、授与地の適用法令又は国際条約に基づいて与えられる委任状。当該委任状において、委任状付与の名義人である当該企業の法的存在及び委任状を与えた者の権限についての証拠が与えられている場合は、反対の証明がなされない限り当該委任状の有効性が推定される。

手続の開始から完了まで同じ代理人の法的地位を証明するためには、商標、団体商標、広告スローガンの登録及び商号の公示に関する後続の出願のライセンス又は移転について更新及び登録の場合には、必要な手続を行う権限を有しているとの宣誓に基づき、社長が出願書類を書くに当たり記載すれば足りる。出願を提出した後に新しい弁護士が関与する場合、本条の条件で示される法的地位の証明をしなければならない。

商標、団体商標、広告スローガン及び商号の登録出願、更新申請、ライセンス又は移転に係る申請をする場合で、手続の開始から完了まで同じ代理人が扱う場合、代理人の地位を証明するためには、代表者が各種申請書の中で当該代理人が必要な手続を行う権限を有していると宣誓すれば足りる。出願後に新しい代理人が関与する場合は、本条に示される法的地位の

証明をしなければならない。

第 182 条

1 の出願又は申請が複数の個人によって行われる場合は、関係書類において共通代表者となる者を指定しなければならないが、指定がない場合には、最初に名が記載されている者が共通代表者と解されるものとする。

第 183 条

すべての出願について、当該出願を行う者は、通知を受け、受領するための国内の住所を指定しなければならないが、この住所に変更があれば産業財産権庁に伝達しなければならない。住所変更を伝達しなかった場合、通知は記録に記載された住所において適法に実施されるとみなされる。

本法に定める行政手続において、この手続の範囲でなされる手続上及び最終的な決定並びに当事者不在で実施される手続におけるかかる決定は、前項にいう住所において当事者らに通知することができなかつた場合には、産業財産権庁における公示板に掲示すること及び官報における公告を通じて関係当事者に通知することができる。

第 184 条

本法において日数で期間が表示されている場合は、就業日のみを算入する、期間が月数又は年数で表示されている場合は、非就業日も含め、起算日から最終月又は最終年の対応日までの期間を示すものとする。

通知に係わる期間は、関係する通知の翌日から起算される。官報での公示の場合は、官報で指定された日に、またそのような指定がない場合は、官報が頒布された日の翌日に通知の効力が生じる。

第 185 条

現に効力を有する特許及び登録のファイル並びに公示された商号及び原産地名称に関係するファイルは、あらゆる種類の調査のために、また官庁等への書類提出における利用のために常時利用可能な状態に置かれるものとする。

第 186 条

係属中の特許、実用新案及び意匠に係わるファイルは、出願人若しくはその代理人又はそれらから授権された者のみが閲覧することができる。ただし、当該ファイルが事前行為として別の出願人に対して引用されている場合又は当該ファイルが行政的決定を求める手続で証拠として提出されている場合は別とする。この何れの場合においても、秘密保持に必要な手段が遵守されなければならない。

本法及び本法に基づく規則に従って行われる各種手続に関与する産業財産権庁の職員は係属中のファイルの内容に関し絶対的な秘密遵守義務を負い、それに違反した場合は、違反者は、当該違反に関する他の制裁如何に拘らず、連邦公務員責任法によって処罰される。

産業財産権庁との関係から職務遂行過程において係属中のファイルの内容を知る公的機関又は民間団体の職員もまた、上記の義務を負う。

公的性格の情報又は司法機関によって要求される情報は、上記義務の対象から除外する。

第 II 章 行政的決定の手続

第 187 条

本法に基づく無効，消滅，取消及び行政的違反に関する行政的決定の申立は，この章の手続及び本法に定める方法に従って審査され判定される。連邦民事訴訟法も本法に抵触しない限り補充的に適用される。

第 188 条

産業財産権庁による行政的決定の手続は，職権により，又はそれについて法的利害関係を有しかつ請求理由を明示するいかなる者の請求によって開始することができる。同様に，何人も，産業財産権長に対し，職権による行政的決定の手続を開始するに足る理由の存在を書面にて通知することができる。それが適切な場合，産業財産権庁は当該通知情報を，行政手続開始を決定する根拠とすることができる。

第 189 条

行政的決定の申立には，次の事項を記載しなければならない。

- (I) 請求人及びその代理人(任命されている場合)の名称
- (II) 通知の送達及び受領の宛先
- (III) 相手方当事者又はその代理人の名称と住所
- (IV) 明確かつ正確な用語で表現された請求の対象
- (V) 事実の説明，及び
- (VI) 請求の法的根拠

第 190 条

行政的決定の請求には，請求の依拠する陳述書その他の書類の原本又は写しを提出すると共に，対応する証拠も提出しなければならない。証拠の事後提出は，当該証拠が後日具体化される場合以外認められない。請求人はまた，他の当事者に渡すために，申請書及び添付書類の単純な写しを提出しなければならない。産業財産権庁の保管室にある書類を証拠とする場合は，請求人は，当該書類が含まれているファイルを特定し，かつ適切な認証謄本の発行又は，該当する場合は，提出した単純な写しの認証を求め，さらに，当該証拠の単純な写しの使用に関係する所有者を産業財産権庁が召喚することを要求すれば足りる。

第 191 条

請求人が本法第 189 条に定める要件を充足しなかった場合又は本法第 190 条にいう出願及び添付書類の写しを提出しなかった場合は，産業財産権庁は，当該請求人に対して，1 回に限り，遺脱を補い又は適切な明確化を行うよう請求人に求めるものとする。この補正のために，請求人は 8 日の猶予期間を認められる。この期間内に補正がなされない場合には，当該請求は却下される。

請求人の地位を証明する書類が提出されない場合又は請求の依拠する登録，特許，許可若し

くは公告が無効である場合もまた、請求は却下される。

第 192 条

行政的決定の手續においては、書類形態以外の証言又は私的陳述並びに法及び道徳に反する証拠を除いて、あらゆる種類の証拠が許される。

上記の原則を害することなく、本法の適用においては、所有者又はそのライセンシーが発行若しくは作成した送状及び棚卸表にも証拠価値が認められる。

第 192 条の 2

本法によって保護される 1 若しくは複数の権利の侵害を構成する蓋然性ある事実の証明のために、又は行政的決定の手續において、産業財産権庁は同庁において必要と考える証拠を利用することができる。

関係する所有者又は侵害者と主張される者が、自己の主張を支える証拠で自己が正当に利用することができるものを十分な量において提出し、かつ自己の主張を実証する関連証拠で相手方当事者の支配下にあるものを指定した場合は、産業財産権庁は、当該証拠を支配している者に対して、必要なら秘密情報保護を保証する条件の下に、その証拠を提出するよう命じることができる。

関係する所有者又は侵害者と主張される者が証拠を利用させることを拒否し又は自己の支配下にある関連証拠を合理的期間内に提出しない場合又は当該手續進行を著しく阻害する場合は、産業財産権庁は、証拠の利用拒否によって不利益を受ける者の行った証言を含め提出された証拠に基づいて、関係当事者の有利及び不利を問わず、予備的決定及び終局的決定を下すことができる。ただし、関係当事者に対し、陳述及び提出証拠に関して聴聞の機会を与えなければならない。

第 192 条の 2(1)

特許の対象が方法又は物の製造方法である場合は、被疑侵害者は、次の場合には、侵害についての行政的決定手續においてその物が特許された方法とは異なる方法で製造されていることを証明しなければならない。

(I) 特許された方法を使用して得られた物が新規である場合、

(II) 当該の物が特許された方法を使用して製造された高い蓋然性があるが、特許権者が、その試みにも拘らず、現実に使用された方法を証明することができなかった場合

第 193 条

申請書及び添付書類の写しを伴い、無効、消滅又は取消の行政的決定の申立を受理したときには、産業財産権庁はその請求内容に従い、関係の所有者に自己の利益に最も役立つ陳述を 1 月以内に書類で行うことができるよう通知するものとする。侵害についての行政的決定の手續については、第 209 条 (IX) 及び第 216 条の規定に従う。通知は、行政的決定の請求人が届け出た宛先に送達される。

第 194 条

請求人が指定した場所か関連書類に記載されている場所であるかを問わず、住所の変更があ

りかつ新しい住所が不明なために前条にいう通知を行うことができない場合は、通知は、公示による措置を求める者の負担において、一度限り公報及び1の主要全国新聞に公示することによって送達されるものとする。公示では当該行政的決定申立の抄録が開示され、かつ1月の期間を指定して関係所有者が自己の利益に最も役立つ陳述を行うよう促される。

第195条

行政的決定の手續においては、過去に特に決定の下された事項については審査されないが、新たに認定すべき事実がある場合には審理され決定される。

第196条

産業財産権庁が職権で行政的決定手續を開始する場合は、通知は、関係所有者に、又は該当する場合は被疑侵害者に対して、関係書類に記載された住所において与えられる。産業財産権庁に知らされることなく住所が変更された場合は、第194条の規定に定める公示により送達される。

第197条

関係所有者又は、該当する場合は、主張される侵害者が陳述を行う書面には、次の事項を記載する必要がある。

- (I) 関係所有者又は主張される侵害者の名称及びその代理人(存在する場合)の名称
- (II) 通知の送達及び受領の宛先
- (III) 異議及び答弁
- (IV) 行政的決定請求の各項目についての陳述及び反駁、及び
- (V) 法的根拠

第190条の規定は、上記書面及び証拠の提出に準用される。

第198条

関係所有者又は、該当する場合は、被疑侵害者が、証拠の全部又は一部が外国に存在するために当該証拠を所定期限内に提出することができない場合は、その提出のために15日の追加期間が認められる。ただし、書類でその証拠を申出しかつ上記の旨の陳述がなされることを条件とする。

第199条

関係所有者又は被疑侵害者が陳述を行うべき期間又は、該当する場合は、前条にいう追加期間が経過すると、産業財産権庁は、該当する先例の調査及びすべての証拠の審理を行った上で適正な行政的決定を下し、それを指定された送達場所において書面で又は本法第194条に規定する公示という方法により関係当事者に通知する。

侵害についての行政的決定手續の場合は、適切と判断されるなら、上記宣言において制裁が言い渡される。

第199条の2

本法によって保護される権利の侵害についての行政的決定手續においては、産業財産権庁は

以下の措置をとることができる。

(I) 本法によって保護される権利を侵害する商品を市場から回収することを命じ又はそれらの供給を禁止すること

(II) 次のものを市場から回収するよう命じること

(a) 違法に製造又は使用されている物

(b) 本法によって保護される権利を侵害する商品、包装材、容器、梱包材、文書類、宣伝材料その他類似のもの

(c) 本法によって保護される権利を侵害する標章、ラベル、付札、用紙その他類似のもの、及び

(d) (a)、(b)及び(c)に列挙したものの製造、準備又は作成に使用された又はそれらへの使用を意図する道具又は機器

(III) 本法によって保護される権利を侵害する商品の販売又は使用を直ちに禁止すること

(IV) 商品押収命令。この場合においては、第 211 条から第 212 条の 2(2)までの規定が準用される。

(V) 主張される侵害者又は第三者に対して、本法違反を構成する行為を中止又は終了するよう命じること

(VI) 上記各号に定める手段が本法の保護する権利の侵害を阻止又は回避するのに十分でない場合は、営業停止又は施設の閉鎖を命じること

商品又はサービスが既に市場に提供されている場合は、取引業者又はサービス提供者は、決定の通知を受けた日から商品の取引及びサービスの提供を中止する義務を負う。生産者、製造者及び輸入者も配給及び販売業者と同様の義務を負い、直ちに市場にある商品を回収しなければならない。

第 199 条の 2(1)

前条に定める措置を実行する前に、産業財産権庁は請求人に対して次の行為を行うよう求めるものとする。

(I) 当該の権利についての自己の所有権及び次の事情の何れかを証明すること

(a) 権利侵害の存在

(b) 権利侵害の急迫性

(c) 修復不能の損害を被る可能性の存在、及び

(d) 証拠が破壊、隠匿、改変され、又は逸失する合理的な虞があること

(II) 救済措置の相手方に生じる可能性のある損害を回復するための十分な担保の提供、及び

(III) 産業財産権の侵害が生じている商品、サービス又は施設を特定するのに必要な情報の提供

救済措置の相手方は、救済を求めている者に生じる可能性のある損害を回復するための逆担保を提供して、当該措置の中止を求めることができる。

産業財産権庁は、救済措置の実行、上記の担保及び逆担保の内容を決定するに当たり、侵害の重大性と救済措置の性質を十分に考慮しなければならない。

産業財産権庁は、担保額の決定に際しては、権利者が提供する諸要素及び当該決定から生じる諸要素を考慮に入れるものとする。救済措置の相手方がなす逆担保の額は、申請者による担保額と当該担保額の 40%の合計額とする。最初に認められた担保では、救済措置の相手方

が被る損害を十分に救済できないことが明らかである場合、産業財産権庁は申請者に担保の増額を求めることができる。同様に、産業財産権庁は逆担保の増額を命令できる。

第 199 条の 2(2)

第 199 条の 2 にいう措置の何れかが命じられた者は、10 日以内に当該措置に関して自己の有する意見を産業財産権庁に提出することができる。

産業財産権庁は、提出された上記の意見に照らして、命令した措置の条件を変更することができる。

第 199 条の 2(3)

第 199 条の 2 にいう暫定的措置を要求する者は、次の何れかの場合には当該措置の相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

(I) 本案に関して下された最終決定において、当該措置を求めた当事者に権利侵害又は権利侵害の虞が存在しないと判定された場合、及び

(II) 暫定的措置が要求されそのような措置が実施されたが、その措置から 20 日以内に侵害に関する行政的決定の申立又は申請声明が所管官庁又は産業財産権庁に提起されない場合

第 199 条の 2(4)

産業財産権庁は、侵害についての行政的決定の手続が解決に至った場合は、提供された担保又は逆担保を当事者に返還する。

第 199 条の 2(5)

産業財産権庁は、侵害に関する行政的決定についての最終的決定において、手続の過程で命じた措置の解除又は確定を行うものとする。

第 199 条の 2(6)

産業財産権庁は、暫定的措置を命じる場合は、それらが営業秘密を害したり不公正な競争行為に従事する手段として利用されないようにしなければならない。

第 199 条の 2(7)

請求を行う者は、暫定的措置の申請に係わる書類を関係手続を提起するため又は係属中の手続に關係するファイルに含めるためにのみ使用することができ、それらを第三者に対して使用したり第三者に開示又は伝達してはならない。

第 199 条の 2(8)

侵害に関する行政的決定の手続において、産業財産権庁は、常に関係人の利害の宥和に意を用いなければならない。

第 III 章 審判請求

第 200 条

特許，実用新案又は意匠の登録を拒否する決定に対しては，審判請求（再審査を求める不服申立）を行うことができる。そのような審判請求は，当該決定についての通知が送達された日から 30 日以内に書面で産業財産権庁に提起されなければならない。審判請求には，その法的根拠を証する書面を添付する必要がある。

第 201 条

審判請求の聴聞手続で述べられた主張及び提出された書面を審理した後，産業財産権庁は適正な決定を下し，それを書面で審判請求人に通知する。

第 202 条

産業財産権庁の決定が審判請求を拒絶するものである場合は，その決定を審判請求人に書面で通知すると共に官報で公示する。決定が審判請求人の主張を容認する場合は，第 57 条に規定する手続がなされる。

第 VII 部 査察，行政上の法規違反及び制裁並びに犯罪

第 I 章 査察

第 203 条

本法の規定及び本法に基づく他の規定が遵守されていることを検証するために，産業財産権庁は次の方法に従って査察及び監視を行う。

- (I) 報告及び情報提供の請求，及び
- (II) 査察

第 204 条

何人も，本法の規定及び本法に基づく他の規定に関して請求された報告及び情報を 15 日の期間内に，書面で産業財産権庁に提供する義務を負う。

第 205 条

査察は，産業財産権庁により授権された係官のみが，その授権文書を事前に明示及び提示して，就業日の就業時間中に実施する。産業財産権庁はまた，違反が行われるのを防ぐために，非就業日又は就業時間外に査察を行うことを授権することができる。この場合には，かかる授権は授権文書に表示される。

査察のために任命された係官は，その業務の過程において，写真又はビデオ撮影をすること，又は連邦行政手続法及び連邦民事手続法の点から証拠として認められるとみなされるその他の文書を請求することができる。撮影された写真，ビデオ及び本条に照らして集められたその他の文書は，完全な証明力を伴う要素として，産業財産権庁が利用することができる。

第 206 条

商品の製造，保管，配給若しくは販売，商品の販売の申込又はサービスの提供のための事業所の所有者又は管理者は，前条に定める要件が遵守される限り，査察実施の権限を有する係官の立入りを許可する義務を負う。

許可された係官が前段落にいう事業所への立入りを拒否された又は査察が何らかの方法で妨害を受けた場合，これらの事情は個々の報告書に注記され，対応する行政訴訟手続におけるこれらに対する告発は真正であるとみなされる。

第 207 条

査察は，対象商品自体又は対象サービス提供の状況及び問題となっている活動の関係書類を査察する目的で，商品が製造，保管，出荷，配送又は販売され，又はサービスが提供される現場で実施されるものとする。

第 208 条

査察対象者が指名する 2 名の証人又は指名しない場合は，査察を行った執行官の指名する 2 名の証人の立ち会いの下に，すべての査察の詳細な調書が作成される。

査察対象者又は証人が報告書に署名しなかった，その写しの受諾を拒否した，又は報告書に

署名する証人を提供しなかった場合、これらの事情は、報告書自体に組み込まれ、その有効性又は証明力には影響を与えない。

第 209 条

調書には、次の事項が記載されるものとする。

- (I) 査察が行われた年月日，時
- (II) 査察が行われた場所の州，地域，街区及び地番
- (III) 査察令状の番号及び日付，これには査察執行官の身分証明を含む
- (IV) 査察対象者の名称及び地位
- (V) 査察対象者の指名による者か査察執行官の指名による者かを問わず，証人として立ち会った者の名称と住所
- (VI) 査察対象者に与えられた，査察中に執行官に意見を述べる機会についての記載
- (VII) 査察の行動項目に含まれていない場合も含めて，査察の過程で観察された事情又は事由を含む，査察に関する情報並びに査察の過程における写真又はビデオ撮影の有無及びその他の証拠要素の収集の有無への言及。該当する場合，これらの要素は対応する報告書に添付しなければならない。
- (VIII) 査察対象者が望む場合は，その者の陳述
- (IX) 査察対象者に与えられた，その者が査察時に述べた意見を書面で確認しかつ調書作成について 10 日以内に追加的意見を提出する権利を行使する機会についての記載，及び
- (X) 執行官を含め査察に加わった者の名称及び署名。該当する場合は，査察対象者が署名を拒否した旨の記載

第 210 条

査察対象者は，査察中に又は改めて書面で意見を述べる場合に，調書に記載される事実に関する証拠を申し出ることができる。

第 211 条

第 213 条及び第 223 条に規定される行為又は事由があったとの反駁不能な証拠が査察の執行中に知れた場合には，執行官は，予防的措置として，そのような行政上の法規違反又は犯罪に関係すると想定される物を押収し，かつ押収物の目録を作成するものとする。この旨は調書に記載され，当該物が発見された事業所が固定施設である場合は，同事業所の管理者又は所有者がその物の保管者に任命され，そうでない場合は，当該物は，産業財産権庁に引き渡される。

犯罪を構成する可能性がある行為が関係している場合は，産業財産権庁は同庁が査察対象について下す決定においてその事実を指摘するものとする。

第 212 条

査察調書の写しが査察対象者に交付されるものとする。これは，検査対象者が調書への署名を拒否した場合であっても同様であり，調書の効力はそのような拒否によっては妨げられない。

第 212 条の 2

第 211 条にいう押収は、次のものについて行うことができる。

- (I) 本法において違反又は犯罪とみなされる行為に使われた装置、器具、機械、道具、設計図、仕様書、計画書、マニュアル、型、印版その他の手段
- (II) 証拠要素を含むと推測される帳簿、書類、見本、証票、文書類、宣伝材料その他、及び
- (III) 本法によって保護される権利の侵害に係る製品、商品その他の物品

第 212 条の 2(1)

前条にいう物の押収の場合において、当該措置を求める当事者が自己の責任の下に押収品を保管するものとして人又は機関を指名するときは、そのような人又は機関を保管者とするのが望ましい。

第 212 条の 2(2)

最終的な実体的決定において行政上の法規違反をしたことを認定する場合は、産業財産権庁は、当事者の聴聞を行った後、押収物の処理を決定するものとし、その際次の定に従う。

- (I) 物質的損害の補償又は損害賠償の支払いを求める訴訟が提起されたことの通知を受け次第、押収物を管轄裁判所の管理下に移すこと
- (II) 仲裁手続が行われた場合は、押収物を仲裁裁定により指定される者の処分に任せること
- (III) 適切と認められる場合は、関係所有者と侵害者との間で押収物に関して結ばれた合意に定める条件に従うこと
- (IV) 前(I)ないし(III)の何れも行われない場合は、関係当事者の各々は、そのことを知らされた日から 5 日以内に、市場から回収され又は販売を禁止された押収物の処理に関する要望を書面で提出するものとする。
- (V) 産業財産権庁は、上記の諸要望を各当事者に通知し、それら当事者が上記の物の処理について合意するように促すものとする。当事者は、合意に至った場合は、その決定を、通知を受けてから 5 日以内に産業財産権庁に連絡しなければならない。
- (VI) 所定期間内に当事者が物の処理についての合意を産業財産権庁に連絡せず、かつ最終決定発表の日から 90 日以内に(I)から(III)までにいう何れの措置も取られない場合は、産業財産権庁の理事会は、次の何れかの決定を行う。
 - (a) 当該物を連邦政府の省庁、州、自治体又は公共、慈善若しくは社会保障の組織に寄付すること。ただし、そのような行為によって公共の利益が害されないことを条件とする。又は、
 - (b) 当該物の廃棄

第 II 章 行政上の法規違反及び制裁

第 213 条

以下の行為は行政上の法規違反を構成する。

- (I) 工業、商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で、その違反が本法で規制する事項に係り、かつ、不正競争とみなされる程度に至っているもの
- (II) 特許を得ていない物を特許を得たものであるように装うこと。得られた特許が満了とな

り又は無効の宣言を受けた場合は、消滅日又は無効決定の発効日から1年が経過した後にこの行政上の法規違反は成立する。

(III) 登録商標による保護の対象でないのにも拘らずその対象であると表示して、商品を取扱し又は流通に置き又はサービスを提供すること。商標登録がその期間満了し又は無効又は取消の宣言を受けた場合は、消滅日又は無効若しくは取消の宣言の発効日から1年が経過した後にこの行政上の法規違反は成立する。

(IV) 登録商標によって保護されている商品又はサービスと同一若しくは類似する商品又はサービスを保護するために当該登録商標と混同させる程に類似する商標を使用すること

(V) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該登録商標の商標権者の同意を得ることなく、自己の商号若しくは企業名称の要素として使用すること及びその逆の行為。ただし、当該商号若しくは企業名称が当該商標によって保護されている商品又はサービスを扱う事業所に係る場合に限る。

(VI) 工業、商業又はサービスの事業所を守るために第三者が使用しているのと同一又は混同させる程に類似する商号を、その実際の顧客の存在する地理的領域において又は第105条に規定する事由がある場合には共和国内の如何なる地域においてであれ、同一又は類似の事業分野において使用すること

(VII) 第4条並びに第90条(VII), (VIII), (IX), (XII), (XIII), (XIV)及び(XV)にいう名称、標識、標章、略称又は紋章を商標として使用すること

(VIII) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を、当該商標が使用されているものと同一若しくは類似する商品又はサービスの生産、輸入又は販売に従事する個人又は企業が、当該商標の商標権者又はそれから授権されている者の書面による同意を得ることなく自己の商号又は企業名称又はそのような名称の一部として使用すること

(IX) 産業活動又は取引の過程において、次のことを誤って信じさせ又は推測させることによって公衆を混乱させ、誤解させ又は欺罔する行為を行うこと

(a) 当該事業所と他事業所との間に関連又は提携が存在すること

(b) 商品が第三者から得た仕様書、ライセンス又は授権により製造されていること

(c) サービス又は商品が第三者から得た授権、ライセンス又は仕様書によって提供又は販売されていること

(d) 関係商品の原産地がその真の原産地とは異なる地域、領域又は場所であること原産地に関して公衆を誤解させるような態様で表示等を行う場合が該当する。

(X) 他人の商品若しくはサービス、工業的若しくは商業的活動又はその事業所自体を誹謗及び中傷しようと試み又はその結果を達成すること。これは、公衆に情報を提供する目的で商標の対象である商品又はサービスについて比較を行うことは含まない。ただし、そのような比較が連邦消費者保護法に規定される意味において偏向的、虚偽又は誇張的でないことを条件とする。

(XI) 特許又は実用新案又は意匠の登録によって保護されている物を、特許権者、実用新案権者又は意匠権者の同意又は適切なライセンスを得ることなく、製造又は開発すること

(XII) 特許又は実用新案又は意匠の登録によって保護されている物を、それらが権利者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく製造又は開発されたことを知って、販売又は供給の申出をすること

(XIII) 特許を受けた方法を、特許権者の同意又は適切なライセンスを得ることなく使用する

こと

(XIV) 特許を受けた方法を使用した結果の物を、その方法が特許権者又は実施権者の同意を得ることなく使用されたことを知って、販売又は供給の申出をすること

(XV) 登録によって保護された意匠を、意匠権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく複製又は模倣すること

(XVI) 登録された広告スローガン又はそれと混同する程に類似した広告スローガンを、その対象となる商品、サービス又は事業所と同一又は類似するものを宣伝する目的で、権利者の同意又は適切なライセンスを得ることなく使用すること

(XVII) 商号又はそれと混同する程に類似する名称を、その所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、同一又は類似する分野における工業、商業又はサービスの事業所を保護するために使用すること

(XVIII) 登録商標を、その商標権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく、当該商標が使用される商品又はサービスと同一又は類似するものに使用すること

(XIX) 登録商標が使用される商品と同一又は類似する商品を、それらに付された商標が商標権者の同意を得ることなく当該商品に付されたものであることを知って、販売又は供給の申出をすること

(XX) 登録商標が付された商品で改造されたものを販売又は供給の申出をすること

(XXI) 登録商標が付された商品を、その商標を部分的又は全面的に改変、付替又は消去して販売又は供給の申出をすること

(XXII) 原産地名称を、適正な許可又はライセンスを得ることなく使用すること

(XXIII) 保護回路配置の登録権者の承諾を得ることなく、当該回路配置の全体又はその一部でそれ自身が独創性を備えている部分を集積回路への組込その他の方法で利用すること

(XXIV) 次の何れかを、本法の規定に違反し、登録権者の承諾なしに商業的目的の下に何らかの態様で輸入、販売又は供給すること

(a) 保護回路配置

(b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は

(c) 保護回路配置を違法に使用している集積回路を組み込んだ製品

(XXV) 本法の第 142 条に定める情報を、相当期間が経過し、当該情報が要求されているにもかかわらず、フランチャイジーに提供しないこと。

(XXVI) 本法が保護するのと同じ又は混同する程度に類似する商品又はサービスを特定するため、あるいは、その使用を通じて保護を受ける権利者と無許諾の使用者との間に関連性が存在すると信じさせ、誤解を与え、欺く形で、識別性のある表示の組合せや、その要素やイメージを使用すること。

このような、方法による要素及びイメージの使用は、本条第1項に定める不正競争にあたる。

(XXVII) 特許権所有又はその実施権者、使用者若しくは供給者が、一人又は複数の第三者に対して侵害訴訟手続を開始する場合において、産業財産権庁が先行する行政執行の起因となった手続を決定している場合には、同一の違反行為はないものとする。

(XXVIII) 第 206 条に定める条件により、査察実施の権限を有する係官の立入りを拒むこと

(XXIX) 第 203 条(I)で必要な情報及びデータを、有効な理由なく産業財産権庁に提供しないこと

(XXX) その他の、本法に定める規定の違反は犯罪を構成しない。

第 214 条

本法及び本法に基づく他の規定についての行政上の法規違反は、次に定めるところにより罰せられる。

- (I) メキシコシティで支払われる一般最低給与の最大 20,000 日分の罰金
- (II) 法規違反が存在している間の各 1 日当たり、メキシコシティで支払われる一般最低給与の最大 500 日分の追加罰金
- (III) 最大 90 日間の一時的営業停止
- (IV) 永久的営業停止
- (V) 最大 36 日間の行政拘禁

第 215 条

行政上の法規違反の調査は、産業財産権庁が職権で又は利害関係人の請求によって行う。

第 216 条

行政上の法規違反の性質が査察になじまない場合は、産業財産権庁は、推定法規違反者に法規違反の主張が依拠する事由及び証拠を送達し、10 日以内に自己の利益に最も良く役立つ陳述とその対応する証拠を提出するよう通知するものとする。

第 217 条

第 209 条 (IX) 及び第 216 条にいう期間が経過した後、産業財産権庁は発行した査察調書又は、当該法規違反の性質上査察になじまなかった場合は、ファイルにある資料に基づき、利害関係人によって提出された陳述と証拠を適正に考慮した上で、適切な決定を下すものとする。

第 218 条

2 回目又はその後の法規違反については、先に課せられた罰金金額の倍の罰金が課せられる。ただし、第 214 条に規定する最大罰金金額の 3 倍を超えることはできない。

本法及び本法に基づく他の法規定の適用において、2 回目又はその後の上の法規違反とは、同一規定についての各後続上の法規違反をいい、当該上の法規違反についての決定が言い渡された日から 2 年以内に犯されたものを言う。

第 219 条

営業停止は、上の法規違反についての決定において、罰金に付加して又は罰金の言渡なしに課することができる。永久的営業停止は、2 年以内に 2 回一時的営業停止が命じられ、かつ同期間内に場所の同一性如何を問わず更に法規違反が繰り返された場合に課することができる。

第 220 条

行政上の法規違反についての制裁を決定する場合には、次の事由が考慮される。

- (I) 法規違反を構成する作為又は不作為の国際的性格
- (II) 法規違反者の経済的事情、及び
- (III) 商品の取引又はサービスの提供に係わる法規違反の重大性及び直接的被害者に生じた

損害の程度

違反を構成する作為又は不作為が悪意でなされた場合は、違反行為について課された罰金金額の倍額の罰金が賦課される。

違反当事者が産業財産法第 26 条、第 131 条及び第 229 条並びに連邦著作権法第 17 条にいう情報を通じて、又は産業財産権庁の官報（国内の新聞及び受領確認つき通知を含む）を通じて、所有者の権利の存在を知っていた場合、その作為又は不作為は悪意でなされたとみなされる。

第 221 条

本法及び本法に基づく他の法規に定める制裁は、損害を受けた当事者が通常の実規に基づき損害賠償を受ける権利に加えて認められるものであり、かつ次条に定める補償を受ける権利に影響を与えるものでもない。

第 221 条の 2

本法に規定する 1 又は複数の産業財産権の侵害が関与している場合において、そのような権利の侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何なる場合にも、関係する商品又はサービスの市場における販売価格又は提供価格の 40 パーセントを下回ってはならない。

第 222 条

行政上の法規違反の調査関係書類を審理した結果、産業財産権庁が本法に規定する犯罪を構成する可能性のある行為が行われたとの判断に至った場合は、同庁は、決定においてその事実を表明する。

第 III 章 犯罪

第 223 条

次の行為は犯罪を構成する。

- (I) 第 213 条 (II) から (XXII) までに規定する行為に関して最初の行政制裁が執行された後に、同一行為を繰り返すこと
- (II) 商業的規模で、かつ、不正の目的により、本法で保護される商標を偽ること
- (III) 商業的規模で、かつ、不正の目的により、本法で保護される商標の偽造を表示する物を生産、所持、輸送、国内への持込み、供給又は販売すること。同様に、本法で保護される商標の偽造を表示する物の生産を意図して、あらゆる形態の原料又は他の材料を、悪意で提供又は供給すること
- (IV) 雇用、地位、責任、職業上若しくは事業上の関係により、又は使用のライセンスを許諾した結果として知るに至った営業秘密を、その秘密性について告知されたにも拘らず、当該秘密の所有者の同意を得ることなく第三者に開示する行為で、この行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者を害する目的でなされたものである場合
- (V) 他人の営業秘密を利用し又は第三者に開示するために、正当な権限なく、かつ、当該秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく、その秘密を盗む行為で、この行為が自己若

しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者若しくは使用権者を害することを目的としてなされたものである場合

(VI) 雇用、責任若しくは地位又は職業上若しくは事業上の関係により知るに至った、又は第三者からその者が開示権限を有していないことを知りながら開示を受けた営業秘密情報を、当該営業秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく、自己若しくは第三者の経済的利益を図り又は当該秘密の所有者若しくは使用権者を害する目的で使用すること
本条に規定する犯罪は、被害者の告訴によって起訴される。

第223条の2

いかなる道路上又は公の場所においても、商業規模で、かつ、不正の目的により、最終消費者に対し、本法で保護されている商標の偽造を表示する品を販売した者は、2年から6年の懲役及びメキシコで支払われる賃金の10,000日分以下の罰金を科せられる。かかる販売が商業施設内で、又は組織的に、あるいは常設で行われている場合、本法の第223条及び第224条が適用される。

第 224 条

本法第 223 条(I)又は(IV)、(V)、(VI)に規定する犯罪を実行した者は、2年から6年の懲役及びメキシコシティで支払われる一般最低賃金の100から10,000日分までの罰金を科せられる。第 223 条(II)又は(III)に規定する犯罪の場合は、3年から10年の拘禁及びメキシコシティで支払われる一般最低賃金の2,000から20,000日分までの罰金を科せられる。

第 225 条

第 223 条(I)及び(II)に規定する犯罪に対する刑事訴訟の提起に関して、産業財産権庁は技術的な決定を下すよう要請される。ただし、それらの決定は、提起されることのある民事訴訟又は刑事訴訟での判断を拘束するものではない。

第 226 条

本法にいう犯罪の何れかによる被害を受けた者は、それについて刑事訴訟手続が開始されたか否かに拘らず、当該犯罪によって被った損害について、第 221 条の 2 に定めるところに従い加害者に対し補償及び損害賠償金の支払を請求することができる。

第 227 条

連邦裁判所は、この章にいう犯罪について、更には本法の適用から生じる商業上又は民事上の紛争及び予防的手段についても管轄権を有する。

当該紛争が私的な利害にのみ関係する場合は、原告が希望するなら、仲裁手続に委ねる関係当事者の権利を害することなく通常裁判所において審理することができる。

第 228 条

前条にいう司法手続において、裁判所は、本法及びメキシコが加盟している国際条約に規定される諸手段を利用することができる。

第 229 条

産業財産権の侵害を理由とする民事訴訟及び刑事訴訟の提起並びに第 199 条の 2 に規定する諸手段の採用のためには、当該産業財産権の所有者が第 26 条及び第 131 条にいう表示若しくは告知を産業財産権の対象である商品又はその商品の容器若しくは梱包及び包装材に付記若しくは貼付しているか、又は当該商品若しくはサービスが産業財産権の客体であることを他の手段によって表明若しくは公示していることが必要である。

この要件は、産業財産権の侵害に係わらない行政上の法規違反については要求されない。

経過規定(略)